## 平成28年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(7日目)

平成28年6月6日(月) 午前10時00分 開 議

- 1 議事日程
  - 第 1

一般質問

- 2 会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3 出席議員(18名)
  - 1番 上 坂 久 則 君
  - 2番 滝波登喜男君
  - 3番 長谷川 治 人 君
  - 4番 朝井征一郎君
  - 5番 酒 井 要 君
  - 6番 江 守 勲 君
  - 7番 小畑 傅君
  - 8番 上田 誠君
  - 9番 金元 直栄君
  - 10番 樂 間 薫 君
  - 11番 齋藤則男君
  - 12番 伊藤博夫君
  - 13番 奥野正司君
  - 14番 中村 勘太郎 君
  - 15番 川 治 孝 行 君
  - 16番 長 岡 千惠子 君
  - 17番 多田憲治君
  - 18番 川崎直文君
- 4 欠席議員(0名)

## 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河 合 永 充 君 副 町 長 平 野 信 君 長 義 幸 君 教 育 宮 崎 防 長 竹 内 君 消 貞 美 務 長 下 君 総 課 Щ 誠 政 長 真 君 財 課 Щ 長 総 合 政 策 課 太 喜 雅 美 君 計 課 長 숲 酒 井 宏 明 君 税 務 課 長 山 英 孝 君 歸 長 俊 住 民 生 活 課 野 﨑 也 君 長 祉 保 健 課 村 勇 樹 君 木 子育て支援課長 吉 Ш 貞 夫 君 林 課 長 農 林 良 君 小 工観光課 長 Ш 上 昇 司 君 設 長 建 課 平 林 竜 君 上 下 水 道 課 長 博 清 水 昭 君 平 寺 支 所 長 永 Щ 田 幸 稔 君 上 志 比 支 所 長 酒 井 健 司 君 学 校教 育 課 長 坂 下 和 夫 君 生 涯 学 長 習 課 Щ 田 孝 明 君 体 推 進 課 長 孝 家 根 君

# 6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 佐々木 利 夫 君

### 午前10時03分 開議

#### ~開 会 宣 告~

○議長(川崎直文君) 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、 ここに7日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いた だきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議 を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

本日の議事に入ります前に、財政課長より発言の申し出がありましたので、発 言を許可します。

財政課長。

○財政課長(山口 真君) 訂正を1件お願いいたします。

5月31日の本会議におきまして、報告第1号、平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての中で、繰越額は「11事業、4億7,988万6,000円」と申し上げるところを、誤って「6億7,988万6,000円」と申し上げてしまいましたので、訂正しておわびを申し上げます。正しくは、議案書に記載のとおり「4億7,988万6,000円」でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(川崎直文君) ただいま、5月31日に開催されました本会議における報告 第1号の説明についての訂正を受けました。

それでは、本日の議事に入ります。

~日程第1 一般質問~

○議長(川崎直文君) 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条により通告を受けております。

初めに、15番、川治君の質問を許します。

15番、川治君。

○15番(川治孝行君) 15番、川治です。おはようございます。

今回、二度目のトップバッターとなりますが、何度立ちましても大変緊張して おります。こうした緊張の中で、1問目に議会と語ろう会を顧みて、2問目に中 山間地域整備についての2問を質問させていただきます。

議会におきましては、毎年、春と秋に分けて、議会と語ろう会を各テーマを持って開催しておりますが、今回も去る4月26から28日の3日間開催されました。今回のテーマは、「あなたの声を間近で聞く」と題して議員提出4件を決定、2つ目に「ストップ 人口減少・少子化」についても町内12カ所で開催されましたが、町民の方々は、永平寺町が広報紙で報じている政策についていささか興味を示していないということから、議題とはかけ離れた身近な問題の質問が多かったかと思います。

こうしたことから、永平寺町の政策及び事業等の内容について、町政の一端を お聞きしていただきたいと思います。また、議会と語ろう会での町民の皆さん方 の貴重な質問を代弁したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは初めに、議会と語ろう会のテーマであります。「地方創生の根本であるまち・ひと・しごと創生総合戦略って何ですか」と私の地元では聞かれます。 私は「簡単に言いますと、東京に集まり過ぎた人口を地方に戻すための施策であり、いろいろな施策が発表されておりますが、これらは全て地方の人口をふやすための施策であるかと思っております。今、都会はもちろん、田舎におきましても子どもの出生率が低くなっております。こうした人口動態を考えたとき、また財政問題につきましても新聞等でも報道されておりますが、国の財政は赤字であり、毎年1兆円ずつふえていく年金や医療費、また介護に使われる社会保障費はなかなか手がつけられません。こうしたことから地方交付税に着目し、やる気のある自治体には国は支援しますよ、そうでない自治体には支援しませんよと。いわゆる自治体ごとに競争してくださいということです」と説明をいたしましたが、この件についての所見をお願いいたします。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、 今後の人口推計と目指すべき将来の方向性をお示ししました人口ビジョンで明ら かになりました人口減少、少子・高齢化を食いとめ、都市から地方への人の流れ、 持続的な安定した社会、地方の地域経済の好循環を構築するため、5年間の施策 の方向性などを記載したもので、国を初め、県、各市町が策定を行っているとこ ろでございます。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、まち・

ひと・しごと創生法により策定努力義務が定められております。平成27年度中 の策定が全国の自治体に要請されているところでもあります。

永平寺町では、「出会いよし、子育てよし、働いてよし、住んでよし」を全体 方針と定めて、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年10月末 に策定をさせていただきました。永平寺町の地域資源を分析して、それぞれの強 み、弱みを明らかにしております。また、総合戦略に基づき、地方創生交付金な どの交付を受け、さまざまな国の支援策を得ながら、今後、事業の実施をしてま いりたいと思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、永平寺町と して何らかの計画いわゆるプランをつくることが求められておりますが、地域版 総合戦略プランとは何か、また永平寺町の事業内容と計画についてお伺いをいた します。
- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 国が策定した総合戦略を、まち・ひと・しごと創生 総合戦略といいます。それと区別するため、県や市町が策定した総合戦略を称して地方版総合戦略と呼んでおります。

永平寺町では平成27年10月末に、先ほどご説明しましたが、永平寺町版の総合戦略である永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定させていただきました。これまで総合戦略策定委員会や議会でもご説明させていただいておりますが、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少、少子・高齢化を対策としまして、4つの基本目標「永平寺町の地域特性を活かした、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「永平寺町の地域資源を活用した安定雇用を創出する」「永平寺町への新しい人の流れをつくる」「永平寺町らしさを活かして、時代にあった『誰もが住みやすい』まちをつくる」を掲げさせていただいております。これらにつきましては、町民の皆様にもわかりやすくご理解いただけるよう、総合戦略の概要版を作成しまして、ことしの4月に各戸に配布をさせていただいているところでございます。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) これからの永平寺町をつくるためのプロジェクトについて

お伺いしますが、また、政策は町民の好むことではなく、町民のためになる施策 を町民は望んでおります。町民に直結したプロジェクトについて伺います。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 総合戦略では、人口ビジョンの目指すべき将来の方向性を踏まえ、「出会いよし、子育てよし、働いてよし、住んでよし」の全体方針のもと、事業を進めることとなっております。

計画に沿った施策の一つとしまして、人口減少に対応するための小規模な宅地造成による定住施策、多様な観光資源を活用しました商工業の振興、地域資源や地域特性を生かしました企業誘致、広い分野において産学官連携の強化による人を呼び込む施策を挙げております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) それでは次に、永平寺町が目指す具体的なまちづくりについて伺いたいと思います。
- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) お答えさせていただきます。

先ほど総合戦略、計画の概要について申し上げましたが、まちの創生、ひとの 創成、しごとの創生を行えば、「まち」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」 をつくり、「しごと」が「まち」をつくり、さらに「ひと」を呼ぶという、まち・ ひと・しごとの好循環につなげていく取り組みが総合戦略の目指すまちづくりに なるものでございます。具体的な事業につきましては、本年度策定を予定してお ります第2次総合振興計画に反映をさせてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 永平寺町が目指す具体的なまちづくりに必要なのは、永平寺町にしかないブランド品をつくることが大事かと思いますが、私は、ブランドとは消費者の心に焼きつけられたものであり、顧客や社会にとって価値のある全てのものであるかと思います。ブランドとは心の映像であり、企業や商品に対して人々は独特の映像を心の中に映し出し、自分の価値観に基づいてお金を払い手にすることで満足するのではないかと思います。

永平寺町では、ブランド化について、地域再生計画を策定し取り組んでいるか と思いますが、現在の取り組み状況について伺います。

- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) 町では、まちの活性化のために町内にあるさまざまな地域資源を活用し、永平寺町独自の価値観、地域コミュニティの構築に向けて、昨年度、地域再生計画を策定いたしました。この地域再生計画策定に当たりましては、町民の皆さんが考えておられる町のブランド化に必要なものを整理し、計画をいたしました。

計画にもありますように、ブランド化に向けて、町民の皆さんと一体感を持ちながら情報を発信していくことや、地域の農商工と連携した事業の展開、滞在拠点の整備などを行うこととしており、その事業化に向けて国の認定を受けるため、現在、内閣府と協議を行っているところでございます。

また、4月にはブランド戦略推進委員会を開催いたしまして、平成28年度では、町内の一般の方々や事業者の皆さんなどを対象に町民参加型のブランド検討会の開催や、町の情報発信に向けて、まず7月に東京で開催されているマルシェに出展させていただき、町内の農産物やイベントなどをPRするとともに、生産されている方々にも出向いていただいて直接都会の皆さんとのやりとりを今後の商品に生かしてもらえるような取り組みや、昨年策定いたしました「禅」ポスターで使用しました「禅」の文字を活用して、使いたいという申し出に応えるために、「禅」文字の商標登録や広く町民の皆様に積極的に活用いただくためなどの広報、周知など、永平寺町からさまざまな情報も発信することとしております。以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 次に、ブランドって何ですか、またブランド化によってどのような効果があるのか、このようなことが町民の皆さん方から問われます。また、今後、ブランド商品として発信したい商品についても伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) ブランドとは何かということでございますが、ブランドとは、社会にとって有意義な魅力ある個性、らしさだと考えております。また、ブランド化とは、社会にとって有意義な魅力ある個性、らしさをあらゆる手段を駆使して設計しつくり出すことと考えており、町内のさまざまな地域資源を組み合わせることで町独自の価値観を提供し、新たな魅力や体験などを発信し、その結果として多くの人に永平寺町にお越しいただく、新たに永平寺町に住みた

いという居住意向が高まっていくことなどの効果があると考えます。ブランドを 進めることで町外から永平寺町に来ていただくことにより、店ができ、また雇用 が生まれて一つの新たな産業が生まれていくという好循環、そして税金を払って いただいて、また住民にサービスを還元するといった好循環をもたらすものと考 えております。

今後、ブランド商品として発信したいものはという問いではございますが、ブランドは本物でなければなりません。ブランドというのは信頼でございますから、ブランド商品もしっかりしたものでなければならないと思います。ニンニク、タマネギ、ピクニックコーン、レンゲ米、葉っぱずしなどの農産品やアユ、サクラマス、アラレガコなど、そして九頭竜川と禅(ZEN)などをブランドにと考えております。そのためにも、永平寺町独自のもの、永平寺町固有のもの、他の地域とは違う付加価値を効果的に情報発信していきたいと考えております。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たりまして、現在、永平寺町内の産業の中で、何が活気があり、何が低迷しているかを知ることが大事であるかと思いますが、この点についてはどのように思っていますか。
- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) お答えさせていただきます。

永平寺町まち・ひと・しごと総合戦略を策定した際には、もちろん永平寺町内の産業の分析をさせていただいており、総合戦略を策定した際に設けた永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会の議論の中で、永平寺町内の産業につきまして、雇用力、稼ぐ力といった観点から分析、議論をさせていただきました。

それによりますと、他の地域と比べた永平寺町の産業の強みとしましては、学校を産業と捉えられるならば、従業者数で見ますと、学校教育、これは全体の28.22%、医療業、全体の10.38%、繊維工業、全体の6.6%、総合工事業5.66%などになります。逆に、他地域と比べた永平寺町の産業の弱みとしましては、永平寺町には余りありませんが、娯楽業、保険業、不動産取引業になっております。このことにつきましては、総合戦略の永平寺町基本目標「永平寺町の地域資源を活用した安定雇用を創出する」の永平寺町の産業の現状について記載をさせていただいております。

県も「ZEN」ブランドを前面に掲げ観光誘客を図ることから、永平寺町もこれからは観光客の増加が予想され、観光関連小売業や農業等に相乗効果が期待できると考えられます。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) それでは次に、町民の皆さんは、各地の観光地の云々より も、人との触れ合いと人柄に魅力を感じたとき、また行ってみたいと思っていた だくのが大事であると言っております。この点についての思いはどのように思っ ていますか。
- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) 永平寺町にお越しいただく皆さんとの触れ合いも、 地域の魅力アップにおいては大変重要なことと考えております。

九頭竜川にお越しになるアユ釣りやサクラマス釣りの皆さんと話す機会がございまして、永平寺町の皆さんにはとても温かく受け入れていただいているというご意見をお聞きしたことがございます。確かに受け入れる側の皆さんの人柄が大変大事だと思っておりますし、例えばボランティアガイドの会の皆さんの活動を支援し、育成にも努めてまいりたいと考えております。

現在、永平寺町にお越しになる観光客数も伸びており、また外国人観光客もふえております。3月には、商工会と共催でおもてなしに関するセミナーを開催いたしました。今後も町民の皆さんにもご理解をいただき、ちょっとしたことからおもてなしにつながるような取り組みも行ってまいりたいと考えております。

このほか、商工会、吉田郡農業協同組合、町社会福祉協議会など5団体で構成する町の広域連携交流会においても、それぞれのイベントを初め、九頭竜フェスティバルでのおもてなし、ボランティアの育成などの議論もなされており、町全体での取り組みにつなげていければと考えております。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 福井しあわせ元気国体開催を契機に花いっぱい運動を行い、町民挙げておもてなしの機運を高め継続していくことや、外国人観光客へのおもてなしを、多言語音声翻訳機のシステム、また3カ国語対応のARアプリを活用していただき、施設や商店の窓口で案内できる環境づくりが大事はないかと考えております。また、インバウンド対策につきましては、行政だけの取り組みでなく、町民の皆様と一体的に取り組むことが、人と人との触れ合い、魅力

ある地域につながると考えております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 人口減少に伴いまして、現在、小中学校の生徒数も以前に 比べまして大変少なくなっております。町民の皆さんは大変心配し、人口減少に 伴う少子化から、小学校の合併に関して質問が多くなってまいりました。今のと ころ、合併はしないとの方針であるとしておりますが、行政として今後どのよう に対応していくのか伺います。
- ○議長(川崎直文君) 教育長。
- ○教育長(宮崎義幸君) 小中学校の合併につきましては、現在のところ、時期尚早だと考えております。

現在、町としましては、子育てに優しいまちづくりとか給食の無償化及びそういうことをPRしていく、あるいは、宅地造成などを計画しまして少子化対策を進めております。また、教育委員会としましても、他校との合同学習を推進したり、あるいはICTを活用して交流した授業を進めたり、それから地域としましても、読み聞かせに地域の方に来てもらったりとか、地域での体験活動などを推進しまして、そして地域全体で盛り上げて、地域に根差した学校づくりを進めております。

こうした観点から、現在、存続に向けた努力を続けてまいりたいというふうに 考えております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 永平寺町では、観光誘客を目標に情報発信をしておりますが、人を集めるには何が大事としているのか。また、外国人に対する情報発信について伺いたいと思います。
- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) 多くの人にお越しいただくには、さまざまな媒体を 活用してさまざまな発信をすること、他の地域とは違った永平寺町のよさをアピールしていくこと、永平寺町独自の情報を提供していくことが大事と考えております。

外国人誘客に対する取り組みにおきましては、今年度、福井県が「禅(ZEN)」をインバウンド推進ブランドとして位置づけ、身も心も満たされる「ZEN」が

息づく福井をコンセプトとして、欧米を初め海外プロモーションなどの事業を行っており、6月から8月にかけて、ANA(全日空)の国際線を活用して福井県の食材や名所をPRするイベントを行っております。ミラノ万博で放映しました「禅(ZEN)と精進料理」という映像を昨年、日本語に編集しておりますので、福井県内の市町では、本町、永平寺町が編集したこの映像と、福井県の作成した観光プロモーションビデオが機内の専用チャンネルで随時放送されているほか、6月におきましては機内誌で町内のごま豆腐が紹介されるなど、外国人などをターゲットに情報発信を行っております。

また、これまで宗教を中心に国内に向けて情報発信をしておりました越前加賀宗教文化街道~祈りの道~推進協議会が5月17日に新たに、インバウンド、外国人観光客にも対応をしていく越前加賀インバウンド推進機構に改められ、本町もその一員として多くの外国人誘客に向け取り組んでいくこととしております。

今年度は、東南アジアへの商談会などを実施するほか、多言語パンフレットの作成にも取り組んでまいります。このほか、Wi一FiやARアプリを使ったSNSでの情報発信、金沢駅、小松空港、金沢市観光協会、芦原温泉などにQRコードを表記したアクセスマップ、英語のパンフレットなどを送付、配布しておりますし、ホームページの多言語表記などの情報発信にも努めております。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 外国人に対する情報発信についてお答えさせていた だきます。

平成27年度に、永平寺町の観光と地域の情報をスマートフォンで日本語、英語、中国語で案内しますアプリケーションを構築しまして、4月から既に運用をさせていただいております。

また、6月議会に補正予算を計上させていただきましたが、総務省が行う多言語音声翻訳システムの利活用実証実施団体に、全国6カ所の中の一つとして永平寺町が選定されまして、7月中旬から平成29年2月まで実証実験をすることになっております。このシステムは、アイパッドにより日本語、英語、中国語、韓国語をそれぞれの言葉で翻訳するシステムアプリで、大本山永平寺、門前地区の商店、えちぜん鉄道の駅などに備え、実証実験をするものでございます。実証後もこのアプリは使用でき、外国観光客に対しましておもてなしの対応をしていただけると思っております。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 永平寺町の施策に反しまして、いまだに若い人たちは春江 方面に移住する傾向が見受けられます。春江から福井に通勤する場合、朝夕の通 勤ラッシュ時間帯は交通渋滞で大変混雑をしております。

今、永平寺町は、中部縦貫道路が29年春には 開通をいたします。町内には中部縦貫道路、そして機能補償道路、国道416号、主要地方道勝山丸岡線など、生活重要幹線道路として5路線が九頭竜川に並列して走る、交通の便に恵まれた大変環境のよい状況となります。福井までの所要時間も15分から20分と短時間となりますが、町内から交通渋滞を起こしている春江地区に移住する原因は何であるのか、町内から交通渋滞を 、また今後の施策について伺いたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) お答えさせていただきます。

ただいまのご質問で宅建業者にいろいろお話をお聞きしまして分析をしますと、春江地区は幹線道路に近く、JRなどの公共交通の利便性、病院や学校、スーパーの立地など、住宅環境が整備されていることが第一の要因となっております。また、既存集落とは少し離れたところに開発をしているため、地区に入りやすいということや、既存集落の人たちも温かく迎えてくれる環境もあると考えられます。

また、春江地区は、JAさんが地権者を集め組合を設立し、小規模な区画整理を実施している場所もございます。民間が持続的な開発を進めている結果だと思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) それでは次に、吉野地区及び北インター周辺の企業誘致に 関して町民は大きな期待をし、永平寺町の発展を期待しております。私たちは、 福井市の土地計画やその他の規制があり非常に難しいとの答弁しか出てませんで した。

規制解除に関する福井市との工場受け入れと企業誘致について、現在の状況について伺います。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- 〇総合政策課長(太喜雅美君) 吉野地区及び福井北インター周辺の企業誘致に関し

まして、4月に福井県庁におきまして、本町や福井市の企業誘致担当課が集まり、 企業進出のための造成工事を手がける全国的な事業者から説明がありました。企 業誘致可能な土地の情報交換をしております。町としまして、民間活力を活用し てできることは大きなメリットであるため、できるだけの協力をしたいと考えて おります。

当該地区は、福井都市計画区域の市街化調整区域であり、農振除外及び開発行 為の許可が非常に厳しい状況であり、また福井北インター付近は用地の購入価格 が高いということも企業進出の障がいとなっております。

企業誘致に関しましては、現在、福井北インターチェンジ周辺で1社の企業進出が見込まれております。当該企業本社内で進出に向けた最終協議が、今現在、進められているところでございます。このまま順調に進みますと、平成29年4月ごろに造成工事に着手できるものと見込んでおります。ほかにも幾つかのお問い合わせをいただいておりますが、まだ企業誘致には至っておりません。福井北インターチェンジ以外では、機械部品製造会社、ドラッグストアなどが新たに来ていただいております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) それでは次に、納戸坂の道路 につきましては、宮重、 西野中方面の方々を初め多くの町民が早期開通を願っておりますが、現在の動向 について伺いたいと思います。
- ○議長(川崎直文君) 建設課長。
- ○建設課長(平林竜一君) 納戸坂線の先線整備につきましては、一般県道吉野福井線のバイパス整備という位置づけのもと、早期事業化に向けた町の重要要望としまして、 県知事及び福井士木事務所長に対しまして毎年要望を行っている状況でございます。

また、町議会からも地域要望としまして、県の町村議会議長会を通じまして県知事のほうに要望していただいておりまして、行政、議会が一体となって推進している事業であるというふうに認識しておりまして、引き続き、議会の皆さんにおかれましても関係自治体等へ積極的な働きかけをお願いしたいなというふうに考えております。

また、その他、隣接する福井市に対しましては、納戸坂線整備に対する町の意向あるいは課題等を説明しながらご理解とご協力をお願いしているところでございます。

今後も、道路整備に伴うお互いの整備効果ですとか旧道処理等の課題を整理しまして、事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 次に、学校給食の無償化と給食の内容について町民の方々は賛否両論でありますが、数年後には5億円もの交付税が減少することが見込まれることから、今後、財政緊縮が求められると懸念をしております。子どもに対して親は衣食住の責任を持つべきであり、子は親を見ることは当然であると思わせる教育が必要であるとの強い意見がありました。

現在の学校給食の無償化と給食の内容及び今後の無償化についての対応について伺います。

- ○議長(川崎直文君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(坂下和夫君) 学校給食無償化及び給食内容につきましては、各学校のPTA会長さんや地域・家庭・学校協議会委員さんなどで構成しました学校給食検討協議会の中で地域のさまざまなご意見をいただいた結果を踏まえまして、日ごろから学校栄養教諭、学校職員と調理員、それから各学校が連携、協力しながら学校教育の課題とその対応に取り組んでおります。

学校給食の無償化につきましては、保護者の経済的な負担を軽減し、食教育の 充実を図ることを目的としております。また、本町の地産地消率を上げる効果も あると考えております。学校給食の効果は一朝一夕であらわれるものではないと 考えておりますので、中長期的な視点から判断する必要があると考えます。

また、本町では、人口増対策のため学校給食無償化をPRしているところでございますので、今後も学校給食の無償化を継続したいと考えております。 以上です。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 学校給食費の無償化につきましては、全国でも珍しい永平寺町の際立った政策の一つであり、永平寺町への移住、定住政策の一つとしましてPRをさせていただいているところでございます。

今後の対応につきましては、町では学校給食費の無償化などを含め、子育て、 教育、福祉医療といった基本施策から移住、定住環境の整備、推進を目指しまして、地域再生計画策定の検討を行おうとしているところでございます。国に認定された地域再生計画に基づきましての政策につきましては、国のさまざまな支援策を得ることができることから、町の財政にも配慮しつつ、移住、定住施策の推進を図っていきたいと考えております。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 「ストップ 人口減少・少子化」を掲げ、5年後の平成3 2年には合計特殊出生率を1.5に、20年後の平成52年度には1.8人に基本目標を掲げ、永平寺町の人口を1億9,000万人を確保したいとの基本目標でありますが、町民の皆さんは、人口減少をとめるのは絶対無理であると、夢を追いかけているのではないかとのご意見がありました。

目標を設定し、夢であっても夢に向かって努力することは大変大事なことであると私は思っておりますが、町民の皆さんに今後とも、あらゆる面において啓発、誘導する手段を講じることが必要と思いますが、この点について伺いたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) お答えさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所や日本創成会議によりますと、人口減少は今後も続くと推計しております。このまま人口減少が続けば、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2060年には人口が全国で約8,700万人、2110年には約4,300万人になるとしています。また、永平寺町においても国勢調査人口は減少を続けているところでございます。

しかし、5月23日に厚生労働省が発表しました福井県の合計特殊出生率は、前年度より0.08ポイント上昇して1.63になったという事実もあり、全国的に合計特殊出生率は上昇傾向にあるということでございます。さらに、国民の希望出生率1.8という計算結果もあり、この数値は、人口が安定して維持できる人口水準2.07まであと0.27ポイントであることから、人口減少は決して克服できないものではないということが言えると思います。

ただ、希望出生率は、希望する方が希望するだけの子どもを産み育てられるということが前提となっているため、若者が結婚し子どもを産み育てやすい環境づくりを国が目指し、少子・高齢化という、子ども、大人、お年寄りの人口割合のアンバランスを解消しようとしております。

永平寺町としましても、総合戦略の改定、地域再生計画の策定、国勢調査人口の公表など、折に触れまして町民の皆様にわかりやすい手段で少子・高齢化対策を啓発、誘導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(川崎直文君) 河合町長。

○町長(河合永充君) 少子・高齢化対策、地方創生、川治議員最初におっしゃっていただきましたが、この大きな目的の一つが、やはり東京一極集中を是正することで、なぜ東京一極集中がだめなのかといいますと、今、年々年々、社会福祉費がふえてきております。どちらかといいますと、東京は、まだ若い、働いてる方がいっぱいいますので、そこで納めていただいたお金で地方の福祉を賄っているという現状もある中で、やはり都会のほうもこれから高齢化が進んでいく。そして、なかなか地方にそういった応援ができなくなる。国も財政が厳しいところもありますので。なる中で、やはりこの地方の中で経済を回すといいますか、そういったのが将来的な大きな目的の一つではないかと思っております。

昔ですと、都会の大学に行っても家の後を継いだり、ちょっと田んぼを守らなあかんから帰ってくるとか、そういった流れもありましたが、最近では、都会で稼いで自分がしたいことをして、そこで家庭を持ってという、そういった流れも若干あるのかなと思っております。やはり帰ってきていただいて、そしてしっかりと仕事をしていただいて、また地域の活動であったり生活ができる、そういった環境をつくることがこの地方創生の大きな目的だと思っております。

その中で、やはりこの人口減をいかに食いとめるか、これをしっかりしながら 目標に向かって、地域で回すことができる、そういった社会を目指して頑張って いきたいと思いますので、またよろしくお願いします。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 1問目の最後になりますが、町民の皆さんは、熊本地震を顧みて、耐震装置をした庁舎が倒壊したと報道されたことに対しまして、この報道から、永平寺町の庁舎に関しては大丈夫か、また活断層があるのか否かと非常に懸念をしておりますが、この点について伺いたいと思います。
- ○議長(川崎直文君) 総務課長。
- ○総務課長(山下 誠君) 本庁舎の耐震につきましては、平成22年度に耐震診断を実施させていただいております。庁舎の3階、南北方向を除く階層の耐震診断結果は、構造耐震判定指標ISOの耐震基準値0.72を下回っている結果となっております。この結果を受けて、防災拠点である本庁舎の耐震補強目標基準を上回る数値において、平成25年度及び平成26年度の2カ年において耐震補強工事を施工させていただいているところでございます。

先般、熊本地震でも、市庁舎の耐震補強工事を施工したにもかかわらず、3階部分が崩壊した映像が映し出されておりました。耐震工事を施工したから絶対被

害を受けないというものではなく、耐用年限中に一度遭遇するかもしれない程度の大地震に対し、部分的なひび割れなどの損傷が生じても、最終的に崩壊から人命の保護を図るという基本として本庁舎の耐震工事を実施させていただいたところでございます。

また、活断層につきましては、本町の地震マップにも載せてございますけれども、本町には福井平野東縁断層帯主部と福井平野東縁断層帯西部の2本の活断層がございます。ただ、この2つの活断層以外にも本町周辺には幾つかの活断層があるということから、今後も地震発生に備え、行政も地域と協力した防災対策を現在も講じているところでございます。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 次に、2問目の中山間地域整備について伺います。

中山間地域整備とは、農業の生産条件が不利な山間地域において、農業、農村の活性化を図ることを目的として、農業及び農村生活環境基盤等の整備を総合的に行う事業であるとしております。

この事業に関して、永平寺町内の各地域内のおのおのの事業内容について事業 説明会がありました。その内容等について伺います。

初めに、当事業は、県営事業として平成29年の採択に向けて、昨年の7月より基本計画に基づき、県の財務企画課のヒアリングを経て、さきの3月議会において、町負担分の調査費1,950万円の25%である487万5,000円が上程されましたが、地元負担は15%で、町が12%、地元が3%となり、こうした受益負担が少ないことから事業費の増大が予想されるため、内容について歯どめが必要と補足説明がありましたが、当事業の目的との整合性について伺いたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) まず、当事業の目的と整合性でございますが、これにつきましては、農業の生産条件等が不利な中山間地域におきまして、農業、農村の活性化を図ることを目的として持続的かつ企業的な営農の展開を目指すために、意欲のある地域を対象に総合振興計画、また農業振興地域の整備計画等の整合性を図りながら、農地や農業用排水などの生産基盤を整備するものでございます。以上です。
- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。

- ○15番(川治孝行君) 今の説明ちょっとわかりませんのでもう一度申し上げますが、事業費の増大が予想されることから歯どめが必要とは、これはいかがなものかと私は思います。また、これは整備目的と相反しているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) まず、事業費でございますが、これにつきましては、合併して10年がたちます。合併していろんな地区からご要望が出ている中で、大規模事業についてはなかなか手がつけられない部分がありました。その中で、合併した後、2地区につきましては大規模事業でやったんですけれども、そのほかの事業につきましては、県の補助事業とかそういうようなもので対処してきました。そうした中で何とかできないかということで、この総合整備事業でやるということで、いろいろな形で県との調整を進めながら、今のところ10億を超える事業費となっております。

そうした中で、今後につきましては、再度、これ福井県の事業対象の精査もございますので、町としましては、これまで要望のあったところ、地元と協議しながら進めておりますんで、今のところ、12億、13億までの事業となることを今考えております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 中山間地域整備の法的手続の準備として、各地域におきましては、農家組合長を中心に説明会が開催されておりますが、昨年の8月20日に開かれました説明会では法的手続と工事着工までの工程が示されまして、28年1月までには事業の基本計画承認、県財政課のヒアリング、また事業計画策定時の予算要求を終えまして、ことしの6月には県発注の事業計画策定業務が発注される予定であります。また、その成果資料をもとに県と国の事業ヒアリングを受けまして、29年の4月には事業採択が得られることとなっておりますが、こうしたことから、県及び国の事業ヒアリングを前提に、町担当職員による地元説明会が開かれました。

これは平面図及び標準構造等、おのおのの工種別の事業費が示された説明会でありましたが、これは県財政課とのヒアリングの資料に基づくものか否かについて伺います。

○議長(川崎直文君) 農林課長。

- ○農林課長(小林良一君) 昨年8月20日にちょっと説明会をしているという中で、この資料につきましては、まず町のほうがコンサルに委託をして概算の事業費、また標準の図面を作成したものでございます。ということで、これは県財政課とのヒアリングの結果に基づくものではございません。
  以上です。
- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 昨年の9月から10月の県財政課とのヒアリングは、概略 設計に基づく事業費かと思いますが、概略設計とはいえ、町民は工事概要から積 算された事業費から算定されました地元負担費を念頭に置いて事業採択に同意す るものと思いますが、今後における事業費の変更の是非について伺います。
- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) 昨年の説明会をした後、本年の5月末までに事業計画の変更がちょっと可能でございましたので、この内容の変更につきましては、要請のあった地区、当然現場立ち会い等を実施いたしまして、費用対効果など内容を精査いたしまして事業費の概要の変更を行っております。

今後につきましては、福井県が事業策定いたしまして再度地元と調整を行うため、軽微な事業費の変更については可能となっております。 以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 山間地の水田は粘土質で水はけが悪いことから客土及び暗 渠排水が必要であるかと思いますが、昨年の8月20日開かれました担当職員に よる説明に基づき、次の点についてお伺いをいたします。

表土30センチは仮置きしておき、掘削残土搬出後、底面敷きならし、転圧の後に、置きかえ客土50センチを搬入する。この後に表土30センチを敷きならすのか否か。この作業工程について伺いたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) まず、作業工程でございますが、これは議員仰せのとおり、あまつち、表土を最初にめくりまして、それを一時仮置きをいたします。その後、基盤を掘削、そして整地いたします。そして、その掘削土につきましては残土処分をいたします。その後、掘削した部分、整地した跡ですけれども、客土、これをよそから持ってきましてまた整地をいたします。そして最後に、あまつち、表土を整地して終わるような一連の作業工程となっております。

ただし、実際の作業につきましては、地元と協議しながら進めてまいることに なると思います。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 客土は購入土で、反100万円と説明を当初されました。 県財政課とのヒアリング単価は、一連の工事工程に伴う費用が全て含まれている 適正な単価であったのか否かについて伺います。
- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) 客土費用でございますが、これは、置きかえの厚さ、また土砂の購入の有無などの諸条件で変動いたしますが、反当たり100万円の単価につきましては、これは平地の一般的な基盤整備単価で算出をしているということでございます。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 今ほど、反100万円は平地の単価であるというふうに言われましたが、これはさておきまして、地元での私たちの質問の回答としては、客土は当初100万円としていましたが、4倍の400万円ぐらいになるとのことです。4倍となる理由及び県財政課とのヒアリング単価との整合性について伺います。
- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) まず、当初、20センチの置きかえで算出をしていましたが、地元より50センチの置きかえの要望が出ておりまして、それにて算出をいたしております。今現在につきましては、県のほうも反当たり200万円を上限ということでイメージしていることから、現在、他機関から発生する残土を利用するなど、客土使用を低減できる方法で検討している段階でございます。以上です。
- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 今ほども課長のほうからちょっとお話がありましたが、客 土いわゆる購入土につきましては、中部縦貫道路の残土を流用できるよう交渉し てくださいとのことでした。概算設計額に購入土の単価を見込まず、いわゆる客 土については地元で調達することを義務づけることが適切と思うのか否か、また 今後の対応はどうするのかについて伺います。

- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) 客土につきましては地元で調達できることがよいとは考えておりますが、客土の利用も非常に多いことから、福井県が公共事業から発生する残土を利用することを検討しております。また、町のほうも今、国交省のほうとも相談には行ってきました。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 私も今、中部縦貫道路に関連していろいろと携わっておりますが、現在、切土工事、オープンカットの部分ですが、この土は雨が降ると非常にやわらかくなりまして、とても客土には利用できるような土ではございません。これを改良剤でもって改良することであればまだいいかと思いますが、田んぼの客土として使うのはどうかなというふうにもまた思っておりますので、その点、今後検討していただきたいと思います。

次に、暗渠排水工は、のり面ののり尻に1カ所しか考えていないとのことですが、山間地の水田は粘土質層で深いため、水はけが悪いことから暗渠排水が数カ 所必要であると思います。

中山間地域の水田に関する所見と、暗渠排水工は何を目的に実施するのかについて伺います。

- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) まず、工法でございますが、これにつきましては暗渠排 水工または客土工、これどちらか一つしかできません。その中で、地元としましては客土でしてほしいという要望で計画をいたしております。

また、のり尻の湧水処理につきましては、地元から出た要望でございます。

また、先ほどの中山間の土質でございますが、これにつきましては、今後、詳細設計で地質調査などの調査をしていかないと今のところはわからないということで、ちょっと差し控えさせていただきます。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 次に、ため池の堤体の止水壁となるコア部は、コンクリートまたは粘土か、またその他、現場発生残土を改良剤で混合した凝結土を止水壁に再利用するのか否かについて伺います。
- ○議長(川崎直文君) 農林課長。

○農林課長(小林良一君) 工法選定につきましては、事業採択後に詳細設計で決定 をいたします。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) ため池の改修につきましては、堤体内部にコアいわゆる止水壁を設けるのが通常でありますが、轟区内の堤体はコアを設置する堤体とコアのない堤体を実施するとのことです。

ため池の堤体としてこれでいいのか否か、また工法の違いと安全性について伺います。

- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) 堤体改修の工法につきましては、現況の堤体の土質、それと堤体の高さ、そして貯水量等の条件から決定するものでございます。コアの有無によって安全性に違いが出ることはないので、これにつきましてはコアのあるなしは別として安全でございます。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 永平寺町内には、地域全体の農地、水保全管理と環境保全整備を目的として、国から地区内の農地の維持管理と環境保全を整備することを指定されました27の活動組織があります。当初は 活動として農業用用排水路、農道等の長寿化のための補修や水路の更新をいたしましたが、この長寿化でつくられた構造物は規則で10年から17年間維持管理することが義務づけられております。

中山間地域整備において更新を余儀なくされたときはどのように対応するのか について伺います。

- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) 今議員おっしゃったとおり、長寿化の事業につきましては、 につきましては17年でございます。こうした中で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律がございまして、それに基づきまして処理が必要となります。今回のこの件につきましては、最終的には国との協議結果による対応と考えております。

以上です。

○議長(川崎直文君) 15番、川治君。

- ○15番(川治孝行君) 確認ですが、この規定は解除される可能性があるというこ とですか。
- ○議長 (川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) その辺も含めまして、この事業の内容についてはちょっ と可能性もございますということで協議をさせていただくということでございま す。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) 最後になりますが、説明会での事業説明は、配付された資 料に基づく説明でありますので、質問に対しましては80から90%ぐらいは回 答をしていただきたいと住民は思っております。質問に対する回答は保留となっ ておりますが、今後どのような対応をしていただけるのか伺います。
- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) この件につきまして説明会の後、平成27年の8月20 日以降ですかね、前担当者につきましては、その後、地元の役員さん、農家組合 さんと五、六回以上説明会、協議をしておりまして、そのうち1回は福井農林総 合事務所に出向いて協議をいたしております。

それと、ことしの4月に入って、これも今度、福井県でコンサル、地元の農家 組合長、区長、それと関係役員とで3回、 も含めて協議会等を いたしております。ということで、この後、地元のほうで地元説明があればまた 出向きますけれども、町のほうといたしましては、役員さん等含めて回答させて いただいているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 15番、川治君。
- ○15番(川治孝行君) これで質問を終わりますが、質問に対する回答につきまし てはでき得る限り迅速な回答をお願いをいたしまして、質問を終わります。 ありがとうございました。
- ○議長(川崎直文君) 暫時休憩いたします。11時15分より再開いたします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、小畑君の質問を許します。

7番、小畑君。

○7番(小畑 傅君) それでは、通告に従いまして2つの質問をしたいと思います。 まず最初に、城下町松岡を考えるということであります。

松岡地区に、いわゆる旧織物会館跡地を利用しましたふるさと創造拠点施設の安全祈願祭が5月、先月の26日に行われたところであります。この施設は、大本山永平寺の禅や本町の食あるいは酒の味わい、九頭竜川の恵みなどを紹介する施設と聞いております。いわゆる観光施設かなと思っております。さらに、若者が集える観光情報発信拠点を目的としております。

この機会に、ふるさと松岡の歴史を顧みて、埋もれている観光資源の掘り起こしをしてはという思いで質問をさせていただきます。

若干、講演に近い形になるかもしれません。ご了解お願いします。

今の松岡地区のまちづくり、今から360年前、江戸時代前期ですね。当時、芝原の庄、これは別名、志比原の庄とも呼んでおります。この地を福井藩の別藩、いわゆる分けるわけですね。の藩として松平昌勝公が五万石を拝領いたしまして、この地に居を構えたということであります。お城はないわけですが、いわゆる城下町であります。

もちろん、それ以前からこの九頭竜川のこの流域、いわゆる山合いから平野部 に出るこの地域は、松岡古墳群が示すとおり、相当古い時期からここに人が住ん でいたということは歴史上わかっておることであります。

さて、初代昌勝公でありますが、18歳、1654年ですか、に初めて松岡に 入ります。今のお舘の椿のところでありますね。

地図を示したいと思います。(地図提示)

このお舘の椿のところに約1,000坪の敷地の中に650坪のいわゆるお館を構えたということになっております。場所的には、これは松岡藩の地図でありますが、実は今の松岡地区とほぼ変わっておりません。この下図に、実は旧松岡町の地図が載せてございます。ここが九頭竜川であります。ここは後ろの山ですね。ですから、ほぼ変わっておらないということであります。

松岡藩を見ますと、ここがいわゆるお舘の椿の場所でありますが、ここがお館であります。このお舘の周りに内堀があります。あのような場所にどうやって内堀つくったんかなと、ちょっと疑問に思うんですが、内堀がありました。そして、その周りにこの青い部分、緑色の部分が上級、下級の武家屋敷であります。武家

屋敷が、この御館を囲んでおります。

さらに、その周りに外堀があります。青い部分が外堀です。外堀は土の壁、土塀で囲まれております。そして、その周りにこの黄色い部分、これが町家でございます。この町家の部分は非常にある意味、薄っぺらい部分であります。この武家社会を補完する部分でありません。職人とかそういう人がこのあたりに住んでおったということであります。

松岡の歴史を見ますと、例えば先ほど話しましたように、酒づくりとか、あるいは薬師のほうですと鋳物づくりとか、あるいは竹かごとか、そういうふうな部分がこの周りに点在しておると。さらに、下のほうでは農家が点在しておるんだろうという思いがしております。

そして、下級武士はこのあたりに住んでおりました。いわゆる町家よりももっと外に住んでおりました。今で言うと、清川さんのどこかあのあたりかなと。これ、さっき言いましたように旧松岡町の地図の上に載せておりますから、大体わかりますね。今はどこに当たるかというのが。ということで、非常にある意味、今の車社会にも適応しているなという感じがします。

これ見ますと、416号線が後にできましたですね、ここ。それからえち鉄もここに走っていますね。こういうふうに走っていますね。その2つがその当時から見ますと変わってきております。

この屋敷、ここで特筆するべきは、武家屋敷、お舘の椿の部分はいいんですが、この町家ですね。この町家を囲む部分として細長いこの道があるわけですね。これは何かといいますと、いわゆる何かあったときに、江戸時代ですから、もうほぼ世の中は安定はしておるんですが、やはり武家社会であります。事あるときに一気に攻めてこられないように、いわゆる鍵型に道をつくってあります。この鍵型につくったこの道が、実は現在もそのまま使われておるということであります。そういうことで。

それともう一つ特筆するのは、この町家の部分に、いわゆるお寺、神社仏閣がこの中にあります。この武家屋敷の中には神社仏閣ありません。それはどういうことかといいますと、お寺の機能は江戸時代は役場の役目をしておったと。戸籍係をしておったと。お寺は過去帳というものがありまして、住民を管理しておったということがこれでわかると思うんですね。武家屋敷には必要ないということでここにありました。

そして、そのお寺と神社ですが、それぞれの棟瓦のところに、実は葵の紋が掲

げてございます。これは一回確かめていただくとおわかりになるかと思います。

ちなみに、西のほうから、こちら西ですが、摂取寺、それから昌蔵寺、皆令寺、 柴神社、それに天龍寺、安泰寺でありますね。これらのお寺は葵のご紋でありま す。ただ、天龍寺に関しましては立葵という形で、立っている葵の紋であります。

そのほかにも、蓮光寺、慶崇寺などがこの中にあります。さらに、お薬師さんの神社、それから神明神社がこの中に配置しております。これは事あったときには、いわゆる武家、武者だまりというんですか、そこへ侍が常駐するということであろうかなと思います。

そして、今申しましたこの角々ですが、全体的に12の曲がり、赤い印が書いてありますが、12の曲がりがあります。私は、先ほども申しましたように、360年前のこのまちづくりが現在も間に合っていると。間に合っていると言うとおかしいんですが、そのまま使い勝手ができているということであります。

ですから、ひとつこれの情報発信として、この十二曲がりをできれば何らかの 形で表示をしていただく。例えばカラー舗装していただくとか、あるいは何らか の形でわかるようにしていただけるとありがたいなと。そして、観光スポットの 一つにしていただけるとありがたいなと思っています。

ご所見を伺います。

- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) それでは、お答えさせていただきます。

わかりやすい説明、本当にありがとうございます。勉強になりました。

今ほどの議員さん示された絵図ですけれども、これは昭和54年に松岡藩の城 下町の絵図ということで教育委員会が当時編集というか、したというふうに聞い ております。

なお、今から360年前の江戸時代、松岡藩主松平昌勝公により道路が整備され、現在も町の道路として生かされていることは大変貴重であり、当時の偉業が うかがえるかなと思っております。

その特徴ある道路を守ったり、またそれを広く案内、紹介していくことは、文 化財としても保存、保護していくことも必要かなと考えております。

また、観光素材の一つとして観光面に生かすことも考えられるのではないかなと考えております。

地域の方々のご理解、ご協力を得ながら、今後、いろんな形で検討していきたいなと。文化財的なところでのお答えとさせていただきます。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 今回のふるさと創造プロジェクト事業の中で、散策による魅力づくり事業としまして、拠点施設周辺の散策路及びその道中にある施設につきまして観光客及び町民の皆様に紹介するとともに、町の歴史認識を深めていただくため、案内看板を設置したいと考えております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 7番、小畑君。
- ○7番(小畑 傅君) 商工観光課長に本当は所見を伺いたかったんですが、私は観光の拠点としていただけるとありがたい。いわゆる城下町であったよということをあらわしていただきたいなという気がしております。

まさしく五万石ですから、五万石といいますと豊臣秀吉が一番最初に長浜に大名として行くときに、その石高が五万石でありました。いわゆる相当大きい石高でありまして、大体吉田郡全域とそれから福井の一部、丹生、それから坂井地区、奥越のところどころに五万石が配慮されております。

それで、次ですが、松岡藩は初代昌勝公が1693年、58歳で江戸で亡くなります。その後を昌勝公の3男であります昌平公が松岡藩2代藩主を継いでいきます。そして、その昌平公が名前を宗昌という名前に変えまして、福井藩主になられます。これは1721年でありますが、それまでの間67年間、松岡に藩が置かれたということであります。

江戸時代のことですから、殿様が福井に行けば、藩主も、それから職人衆も続々と藩主についていきます。ということで、いわゆるお舘の椿のあのあたり、私、子どもの時分にあそこを「あき屋敷」という言葉であらわしておりました。最初、「あき屋敷」の意味がわからなくて、春屋敷はどこにあるんだと聞いたことがあります。あき屋敷というのは空っぽの空きですね。空き屋敷ということであります。

ということで、ほとんどの藩主、それから職人が福井のほうに移住をします。 そして、どこに住まいしたかといいますと、今の橋南、足羽川の南、毛矢町のほうに移住をしました。その末裔が幕末に、いわゆる今NHKにお願いをしております由利公正公が、いわゆる毛矢侍出身だということであります。

ですから、ある意味においてはいろいろ松岡藩のことが出てくるということになります。

ちょっともう一つの家系図を見ていただくといいんですが、これはもう一つの 家系図ですが。これは、徳川家康を中心に、ここは将軍家、ここは福井藩であり ますね。御三家、御三卿ということであります。簡単にあらわしております。

昌勝公どこにおるかというと、ここであります。ここにおられます。

私が言いたいのは、昌勝公自身は福井の藩主にはなれなかったんですね。ところが、父のここの忠正、それから兄弟の光通、それから正親、息子の長男であります綱昌、宗昌、それから正直——義国とも申します。名前変えております。

以上、いわゆる6人の方が、昌勝公を中心に6人の方が、一番近いところにおられる6人の方が福井の藩主についたということ、非常にまれな方であります。

そんなこともあって、実はご存じのように、昌勝公の遺徳をしのぶということで、昌勝公没後100年後、1792年、当時の町衆が藩、幕府の許可を受けまして、昌勝公の木像をつくり、命日の27日に御像講が行われたのが御像祭の由来であります。現在も営々と続いておりまして、223年の歴史を加えております。

今も天龍寺の横にあります御像堂の中に木像が安置をされておりまして、祭りのときに御開帳ということになります。そして、天龍寺ですが、天龍寺は昌勝公の祖母であります、当時、岡山殿と言われておりましたが、清涼院の菩提寺として建てられました。これは元寺は江戸にあります。いわゆる分寺というんですか、いう形になります。

当然、昌勝公もここに祭られております。そして、松尾芭蕉がここを訪れまして、「おくのほそ道」の一首、一句を詠んでおります。「物書きて扇引きさく余波哉」ということでありますが、これもいわゆる江戸の中期から後期にかけての「おくのほそ道」の一句としてファンの方は相当に訪れているということも聞いております。

私は、地域の伝統、文化を守るということは地域を守るということになると思います。

それから、自分のふるさとの自慢ができるということは、自分がふるさとに生きたというあかしになると思います。松岡地区にはまだまだお宝がありますが、 磨きがまだ足らないかなという気がしております。所感をお伺いいたします。

- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) 議員仰せのとおり、松岡地区には多くの名所旧跡があります。町の観光パンフレットでは、松岡古墳群、天龍寺、芭蕉塚、お舘の椿、

吉野ケ岳などを紹介しております。

また、福井坂井地区広域圏で過去に作成した「松岡ウオーキング散策MAP」 というのがあるんですけれども、それでは写真入りで、今現在の松岡駅とか、火 薬製造所跡、旧本町筋とか、旧椚町筋の町並みなんかも紹介し、案内をしており ます。

これは国の指定史跡、また町の指定文化財、そして地域の財産であり、町としても地域の方と協力して文化財保護活動やPRを進めていきたいと考えています。

そして、先ほど総合政策課からもありましたが、今回整備するふるさと創造拠 点施設、これを生かして、地域の宝である名所旧跡に多くの人が訪れてもらえる ような企画、もてなし対応をしていく計画であります。

例えば拠点施設を古墳群めぐりの出発地点として学校単位で訪れる小学生とか、歴史愛好家に大型スクリーンで映像によって古墳群の紹介をしたり、また埴輪の現物というか、復元したものの紹介とか、勾玉づくりの体験、そういった形で現地の古墳まで案内誘導をするということも考えられます。計画していきたいと考えています。

また、先ほどの城下町の町めぐりという観点では、昔の写真とか、そういったものを紹介しながら、案内する、例えば観光ボランティアの方とか、いろんな方とめぐるようなそういう仕掛けなんかも考えていけたらなというふうに考えております。

また、今年度、うちの文化財のほうの予算としまして、「ふるさと郷土の偉人」 副読本を作成という形で今計画を進めています。これは過去に旧松岡町のほうで も「松岡の偉人たち」という形で本を編集した経緯があるんですけれども、それ とちょっとまた違った視点というか、幅広く永平寺町の過去を振り返り、かかわ った人、またいろんな形で編集委員会を作成しながら対応して、それをまたいろ んな形で生かしていきたいというふうに考えております。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 今回、ふるさと創造プロジェクト事業で整備します 拠点施設でございますが、昭和3年に松岡村役場として建設され、その後、昭和 35年からは松岡織物組合の織物検査場としまして利用された建物の意匠を引き 継ぎました大正ロマン、また昭和レトロ感を醸し出す西洋建築風の建物をそのま

ま継承して建設をさせていただきます。

また、この拠点施設には禅と食と酒がメーンテーマでございますが、このほかにも、今議員仰せられました松岡藩の城下町時代や繊維の町として栄えた時代と現在をコラボレートしました情報や町内の各種情報を発信していくほかに、観光客や住民の皆様の交流の場として整備しまして、町の昔と今などを皆様に提供してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 7番、小畑君。
- ○7番(小畑 傅君) 私といたしましては、いわゆる360年前につくった城下町町並みが今も営々と利用されているという、ある意味特異であります。人によっては、福井藩の増築とよく似ているよと。いわゆる福井藩のほうは足羽川ですね。北と南を逆にするとほぼ同じじゃないかという方もおられます。

ということで、私は、いわゆるこの松岡に藩があったというあかしであります 十二曲がりを一番いい方法として私はカラー舗装かなという感じがします。

今も語り部の方々があそこを芝原のほうから散策をします。一番下のほうには 大廻りの地蔵さんがありますが、恐らくあそこが起点になるんかなと思うんです が、あそこからお薬師神社まで多分歩かれるのかなと思っております。

そういうことで、ひとつこれは要望でありますが、何とぞよろしくお願いをいたします。

それで、次の質問に移りたいと思います。

次の質問、もし熊本・大分地震クラスが襲ったらということであります。

4月14日に発生しました熊本大分地震、震度7が短い間に二度襲ったということで、建物の損壊がきょうのテレビを見ておりましたら125,000棟だと。 私がこれつくったときには8万2,000棟ということでしたが、きょうのテレビ見ておりましたら12万5,000棟ということであります。

死者は49名、行方不明1名ということで、関連死の方が19名ですから、相当の方が亡くなられておると。それから、避難者が1万480人ということであります。

今から67年前、福井地震では、死者、行方不明の方が3,800名を超えたということであります。そういう経験を、私は実は母親の腹の中におって知らんわけですが、我々の先輩の方は経験をしておられると。

県震災対策計画によりますと、福井平野東縁断層帯では、本県、本町を含む嶺

北北部一帯で震度7の揺れが予想されると。全壊が約3万棟、半壊が4万棟余り、 死者最大で2,000人余りと想定しておるということで、これは最悪の場合だ ろうと思います。

私ども熊本大分地震を目の当たりにしておりますだけに非常に怖い数字と思っております。

政府の地震本部、これ、その地震対策本部ですが、全国の主要な各断層地帯で30年以内に地震発生する確率を分析しておりまして、熊本地震はゼロから0.9%と比較的高いわけですね。福井はゼロから0.07%となっておりまして、そうは来ないんだろうということで、なかなか実感が湧いてこないというのが実態であります。

行政も住民もいつ襲ってくるかわからない、大変リスクが高いと思うわけですが、例えば熊本市長とか、それから関連の市町の長の方がたまにテレビに映し出されますと、非常にひげがぼうぼうで、大変やつれた顔をされております。ということは、起きてからでは非常に大変な目に遭うということであります。

そういう意味で、行政の対応、いろいろ今までもお聞きはしておりますが、本 当に来たらどうなんだということであります。お伺いしたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 総務課長。
- ○総務課長(山下 誠君) 震度5強以上の地震が発生した場合、災害時初動マニュ アルに基づき、地震情報収集、職員参集、災害対策本部の設置、被害調査、救出 救護活動、避難所の開設、運営などの初期活動を実施。また、震度6弱以上につ きましては、広域応援並びに自衛隊の派遣要請等も行うこととなっているところ でございます。

また、災害に対する職員の日ごろの心構え、準備も大切であり、平成28年の 1月17日、これは日曜日でございましたけれども、冬場ということでもありま すけれども、早朝に永平寺町全職員を対象とした非常招集訓練を実施していると ころでございます。

今後も災害発生時に行政が迅速的に起動し、機能するための準備を行っている ところでございます。

- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) この災害が起こったら、あした起こるかもしれません。もう 起こるものと、そういうふうなことで対策を行っております。私もトップマネジ

メント講習というのも受けさせていただきました。どういった判断をしなければいけないのかというのをしっかりとしてきた中で、やはりまず地震が起こったら役場の職員も被災者となる。そういった統計の中で、2割ぐらいの職員しかまずは出てこれない。そして、もう一つは、家族の安否を確認せずに対策本部に来てしまった場合、心配で仕事が手につかない、そういったいろいろな事例もあります。

そういった中で、やはり職員にはまずは家族の安否を確認してから出てくるように、そして最初、2割の職員で始める中で、後から順次来る職員にどういった役割を振っていくかというのは非常に臨機応変的な対応も求められてくるということから、まずそういった災害に備えて、そういったことも、そういった臨機応変な対応もしなければいけないという、そういったことも想定しながらの訓練といいますか、のをしっかりやっていかなければいけないと思っております。

この近隣市町に災害が起こった市町村を見ていますと、やはり職員が臨機応変、もちろん情報収集の統一化とか、公平性があるか、そういったのは大事ですが、現場で臨機応変に情報を上げて対応するということも求められてきますので、そういったことも踏まえて、やはりこの防災に対する意識を高めていくということが非常に大切だと思っておりますので、またしっかりやっていきます。またよろしくお願いします。

- ○議長(川崎直文君) 7番、小畑君。
- ○7番(小畑 傅君) 今町長おっしゃったとおり、対応するということですが。5 月29日に防災危機管理アドバイザーの山村武彦さんの講演がございました。自助・共助・公助ということで我々聞いておりましたが、その間に、実は近助が入ってきておりました。自助・近助・共助でつくる災害に強いまちということでありました。非常に納得をしたわけであります。

確かにふだんからの近所づき合いが大事なんですが、ややもすると近所づき合いというのは、昨今の核家族化とか、そういうことを考えますと、むしろ、我々の子どもの時分から見ますと、逆に疎遠になってきているんじゃないかなと。本来、近づかなあかん部分が逆にばらついているという感じがします。

講演の中に「スマート防災」という言葉が多く出てきておりました。避難訓練の前に安全行動訓練を。いわゆる起きてからの訓練じゃなしに、起きるよと思ったときにどうするかという訓練ですね。それから、閉じ込められた人を助けるための訓練の前に、閉じ込められない訓練。それから、火を消す訓練の前に、火を

出さない訓練ということでした。いわゆる事後対応から事前災害予防へと。ある 意味、医療制度とよく似ておるかなという感じがします。

町の訓練、町のあり方も、そういう意味では変えざるを得ないんかなという気がします。

今後、今月いつでしたか、19日でしたですかね、訓練があるかなと聞いておりますが、そういうことも含めまして、どう対処するのか。それから、防災対応の年度計画があるのか、お伺いをしたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 総務課長。
- ○総務課長(山下 誠君) 本町では、昨年度より、自主防災組織の育成及び充実強化を目的とし、専属の地区リーダーの委嘱、研修会を開催して参っております。 今年度より、町主催の総合防災訓練は実施はしませんけれども、地域内での防災・減災に対する意識の向上と取り組みを確立するため、町内8ブロックごとの自主防災組織連絡協議会の組織を確立し、連絡協議会ごとで定例会を開催。各協議会単位での合同訓練の実施を促しているところでございます。

また、防災対応の年度計画の予定とおっしゃった件でございますけれども、今後の次年度以降は自主防災連絡協議会単位で行う訓練の中で、災害発生後の訓練だけでなく、災害から命を守る訓練。今ほどおっしゃったように、災害後の対処訓練から災害予防訓練に切りかえていくようなことも、当然、災害後の対処訓練も大事ではございますけれども、災害予防訓練を導入をできるよう指導してまいります。

自主防災組織連絡協議会単位の訓練が今後繰り返し実施されることが町全体の 防災・減災力の向上につながると考えているところでございます。

また、今回の6月の広報紙においても、特集として災害の物の備え、室内の備え、室外の備え、またコミュニケーションの備えといった特集号も出させていただいて、事前の予防訓練にしっかりと根差したことを考えてこれからもいきたいというふうに考えております。

- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 先ほど行政の対応ということで、行政も今しっかりとそういった対応ができるように取り組んでいきますが、やはり自助と共助、そして公助、これが機能しないと、役場だけが集まってやっていてもなかなか機能しないというのは現実で、この自助・共助、そして近助、ここの部分が大切になってくると

思います。

昨年、私もとらせていただきましたが、防災士の資格、今町内65人の方が取っていただきました。また、来年、再来年も県の補助もありますので、また議員の皆様含めまして取っていただけるように進めていきたいと思っております。

この前、山村先生とも少しお話しさせていただく中で、防災士を取ることはまず防災に対する意識の初級の初めての段階だということで、やはりそこからの後はその防災士の知識を持っていろいろな活動に取り組んでいただく。また地元の自主防災の携わっている方々のサポートをしていただくという、そういったことにもなると思いますので、ぜひ防災士の資格を取っていただきたいなと思います。そしてもう一つは、なぜ今、自助・共助が大切かといいますと、私いろいろなところにお話を聞かせていただきますと、町長、私らこれ、どこへ避難したらいいんやろうとか、何もわからないとか、そういった質問されますし、また議員さんのほうからもなかなかハザードマップが行き渡ってないんではないかとか、そういったこともあります。

ただ、こういったのは、やはり地元の皆さんでこういったときにはここへ避難 しよう、いや、ここはちょっとまずいからこうやってしようという、考えていた だくことが浸透にもつながると思いますし、もちろん役場もそういったマップづ くりのお世話とかはさせていただかなければいけないと思いますし。

そしてもう一つ、今、九頭竜川は氾濫しない川だろうというふうに錯覚されている方もいます。実は去年の鬼怒川の洪水、あそこも九頭竜川とよく似た水量でよく似たダムがあってという中で、ああいった災害も起きました。そしてまたハザードマップも、この山村先生が言ったように、永平寺と上志比地区は地盤がかたいからそんなに揺れないんだという、何かそういったのもあると思いますが、実際はその揺れ方とか、場所とかによって大きな被害を受けるというのもあります。

そういったことも含めまして、しっかりと自助、これはもう皆さんで考えていただく、そういった取り組みができるようにこれからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(川崎直文君) 7番、小畑君。
- ○7番(小畑 傅君) 町長おっしゃるとおりだと思います。

それで、私、自分もそうなんですが、まず自助ですね。まず、これにまず集中 する必要があろうかと思いますので、広報の中で自助のことも述べておられるん かなと。いつ。今月、6月号ですか。そうですか。

私も実はリュックサックを買ったんですが、買っただけで、ラーメンも米も何も入れてございません。ですから、これとこれとこれだけは最低リュックサックを玄関に置いてください。そうしてくださいという、懐中電灯も含めてですね。そういうふうな啓蒙をしていただけると、よりわかりやすいのかなと思っております。

これは私の要望でありますが、そういうことで質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(川崎直文君) 暫時休憩します。午後1時から再開いたします。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、16番、長岡君の質問を許します。

16番、長岡君。

○16番(長岡千惠子君) 16番、長岡千惠子です。昼からの1番目ということで、 よろしくお願いいたします。

もう皆さんはけさの新聞、福井新聞ですけどごらんになったと思うんですけれども、きょうの福井新聞の2面だったと思うんですけれども、松岡のミニバスケットの記事がちょうど新聞紙のど真ん中辺に載っていました。その中に吉川貞夫監督の活躍等が書かれておりましたので、やっぱり松岡の子はいいなと思いながら、私、あんまり朝は新聞読まないんですけど、新聞をたまたま読んだのがそれだったので、ほほーっ、松岡の子どもはなかなかというのを思いました。

それと、5月の最後の日曜日だったと思うんですけれども、県の将棋大会がありました。そこで松岡小学校の2年生の男子の男の子。男子の男の子と、男子は男の子に決まっているんですけど、男子の児童ですけれども、優勝されて、全国大会に出場が決まったという話を聞きました。

スポーツだけでなくて、この永平寺町の子どもたちは文化の面も含めまして非常に一生懸命頑張っているということに対し、やっぱりいつも日ごろから町長がおっしゃっているように、子育てに特化した永平寺町、これがいつまでも続くことを願っているというのがきょうの私の心情でございます。

そこで、きょうは一般質問させていただくわけなんですけれども。

当然ですけれども、その新聞とか、その情報を知る前にこの一般質問書いていますので、それを知って書いたわけではありませんけれども、通告に従いまして一般質問させていただきたいというふうに思っております。

子育てしやすい町といいましても、やはり今申し上げました健常な子どもだけではなくて、障がいのある子どもにとってもやはり同様でないとはいけないというのが常々思っていることであります。

そこで、今回は障がいのある児童の放課後デイサービスの充実をと、それから 中学生海外派遣事業の内容について通告をさせていただきましたので、通告に従 いまして質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1つ目の障がいのある児童の放課後デイサービスの充実をというふうに書いたんですけれども、放課後デイサービスだけでなく、学校卒業後の就業についても言及してちょっと質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨年9月の定例会の一般質問で、高齢者と障がい者が在宅で暮らすにはという 質問をさせていただきました。高齢者につきましては質問後、新たにグループホ ームと小規模多機能の施設が今秋を目指して新設されるというお話を伺いました ので、今回は障がい者の施設を重点的に質問させていただきます。

そこで改めてお聞きしますが、町内に障がい者を対象とした一時預かりや放課 後デイサービス、授産施設等を事業としている業者というのは何件ぐらいおあり でしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 町内の障がい者施設についてお尋ねですので、お答 え申し上げます。

町内の事業所として総合支援法で指定事業所として事業を行っておりますのは 3事業所ございます。このうち、重度心身障がい児(者)の放課後等デイサービスや生活介護事業を実施しているのは1事業所でございます。このほか、介護保険の指定事業所とあわせて総合支援法の指定も受けてやっておられる事業所が2事業所ございます。こちらのほうでは居宅介護や重度訪問介護、それから行動援護の事業を実施してございます。

授産施設というのは旧法によるものでございまして、現行法であります就労支 援施設につきましては町内にはございません。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) もう一つ深く追求させていただくわけなんですけれども、 その今ある3施設につきまして、その事業所の規模や内容、それと利用者数についてもしご存じでしたら教えていただけますでしょうか。
- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) まず、重度心身障がい児(者)放課後等デイサービス、それから生活介護を実施している事業者につきましては、定員は5人ということになっております。それから、毎月2人か3人のご利用があるようです。

それから、居宅介護、重度訪問介護、それから行動援護の事業を実施している事業者さんにつきましては、訪問系につきまして定員基準はございません。ただ、常勤換算職員数ですね。これにつきましては3.5人という事業者さんが毎月1日の利用でありまして、それから7.8人の事業者さんにつきましては10人のご利用があります。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 私はもっと利用者数がたくさんいらっしゃって、その格差というのがたくさんあるのかなと思っていたんですけれども、それほど格差はないように思いました。というか、そんなにたくさんの方が利用されているわけではないんだなというふうに思いました。

結果的に言いまして、障がいの方がそんなに多くないというんでしたら、それは全然問題ないんですけれども、個人情報保護法が施行されましてから、その情報というのが一般的に知られてないというか、その障がいにつきましては個人保護法が制定される前からもやはりご家庭によりましては内々に秘められることも多かったように思うので、なかなかつかめてないというのはあるんですけれども。いかがでしょう。行政のほうではそういう障がいの方という数とかっていうのはつかめてはいらっしゃるんでしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 障がい者の数とおっしゃいますと、ちょっと幅広く て申し上げにくいんですが、町外の利用状況についてお答えしたいと思います。 町内におきましては、実質、3事業所さん、それから地域生活支援事業で実施

しております地域活動支援センター、こちらのほうをご利用になっている利用者 さんもございます。 児童の方のご利用から申し上げますと、発達支援、それから放課後デイ、保育訪問、それから計画相談、こちらにつきましては約50人の方のご利用があります。町内の事業者さんにつきましては1事業所のご利用で、残りにつきましては町外の施設をご利用になっております。

それから、障がい者のほうでいきますと、生活介護を受けていらっしゃる方は 100人以上いらっしゃいます。町内の事業所さんにつきましては2事業所ご利 用で、残りにつきましては30ぐらいの町外の事業所をご利用になっております。

それから、就労関係の事業所でございますが、これは町内にはございませんので、計画相談以外につきましては全部町外の施設をご利用になっております。利用者さんの数としましては50名程度のご利用になっております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) そうしますと、やはりかなり障がいをお持ちの方、それは身体的な障がいの方もいらっしゃるでしょうし、知的の方もいらっしゃるでしょうし、精神的なものも含めての話になると思いますので、かなり幅が広くなってくると思いますし、その障がいの度合いに応じて、その施設に必要な資格、有資格者というのもまた変わってくるのではないかというふうに思っております。

ですけれども、やはりお子さんを預ける側とすれば、資格者のある施設、ある業種、業者というのを望まれるのはやむを得ないというふうにも思いますし、また今後、法改正等が行われますとそういった資格ということも必要になってくると思うんですけれども、現在、町内にある施設の資格者、有資格者というのは何人ほどいらっしゃるんでしょう。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 資格者の配置についてでございますが、まず看護師 さんの配置基準について申し上げます。

指定事業者さんにおかれましては、総合支援法のほうで当然に看護師の配置が 必要となっております。町内の指定事業者さんにおかれましては非常勤の方でご ざいますが、5名の配置となっておられるようです。

それから、地域活動支援センターとして活動されておられます事業者さんにつきましては、県の条例、それから規則におきまして基準が設けられております。 こっちらについては看護師さんの配置は必要でございませんので、現在は配置されておられません。 以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) ありがとうございます。多分、これは法に基づいての配置だと思いますので、それについて不在しているからどうのこうのということではないですし、もちろんそれはいないよりは絶対にいらっしゃったほうがより安全、いろんな面で安全ですよね。特に知的障がいの方とか、精神障がいの方というのは、例えばけがをしたとか病気になった場合においても、なかなか自分の状況を相手に伝えることができない場合というのも考えられますので、やっぱり客観的に見て、そういった方が判断する必要が出てくるのではないかというふうに思います。

今後、今地域支援で活動されていらっしゃるところに有資格者を置くということに対して、町としてどういうふうにお考えでしょう。もちろん、それは企業努力というか、その方たちが自分たちで解決しない問題もあると思うんですけれども、なかなか資格をお持ちの方というのは見つからないと思いますし、採用するにも多額のお金がかかったりということが出てくると思いますので、もし町としてお考えになっていることがあれば教えていただければと思います。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 地域活動支援センターとして活動されている事業者 さんにつきましては、以前よりその体制について整えていただきますようお願い しているところでございまして、補助なり、委託なり検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 法改正がならない以上は、その地域支援でやっていらっしゃるところも経営が立ち行かなくなるということはまずないと思いますし、希望の方がいらっしゃれば、例えばもしかして利用者が一人もいなくなっても、またそこを利用したいという希望者が出てきたときにはいつでも対応できるような、そういったシステムづくりというのも必要ではないかというふうに思っています。

今現在のことを考えますと、本町では障がい者の施設については特にほかの市町と比べますと少ないように思いますので、行政としましてもその方たちが頑張ってこれからあとも活動していかれるように考えて、最良の方法を考えていただ

けるようにというふうに思っておりますが、その点についても大丈夫かとは思う んですけれども、念のためお伺いいたします。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 町内の障がい者の方の施設でございますが、確かに 不足しているなという実感はございます。

以前、町内のほうで就労支援施設を設置したいというお話はございましたが、 その後の話についてはお伺いしなくて立ち消えになったのかなというふうに考え ております。

町内の施設を新しく建てて、現在、町外の施設をご利用になっている方が例えば変わったというふうに生活環境が変わった場合においては、その障がいを持った方の負担もかなり大きくなるというふうにも聞いておりますので、その辺も考慮しながら検討していきたいなというふうに思っておりますし、事業所の経営でありますとか、ノウハウでありますとか、その辺についてはかなり経験を要するものがございます。そういった経験を持った方なりが新しく法人を設立して、指定については法人化というのが必要となっておりますので、そういった法人を設立して建てていただけるという方がいらっしゃいましたら、支援については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) ありがとうございます。やはりどちらかというと障がいのお持ちの方というのはご家族も含めてなかなか表に向いて声を出されることが非常に少ないように思いますので、できるだけそういった声を行政のほうでも酌んでいただきまして対応していただければと思います。

もう一つお伺いしたいなと思っていましたのが、先般、公共施設の再編計画がありました。その中で、永平寺保健センターの用途変更というのが書かれておりました。今、永平寺町保健センターを利用している者が永平寺の支所に移転するようになっておりました。

たしかその永平寺保健センターを利用されている方の中には、障がいのある子どもの放課後デイサービスや長期休暇中の一時預かりをしているというふうに聞いております。障がいのある児童を預かるといっても、その障がいは身体もあれば、知的もあるし、またさっきも申しましたように精神というのもあると思います。永平寺支所に移るということになりますと、永平寺支所はビルの建物になっ

ていまして、1階は今使っていらっしゃったので2階以上になるのではないかというふうに思います。

そうした場合に、確かに永平寺支所にはエレベーターも設置されておりますけれども、身体に障がいのある方が車椅子とかを利用されている方にとってエレベーターは必要不可欠なものではございますが、知的障がいの方とか、精神障がいの方にとって体がすごく元気であれば、エレベーターというのが今度は逆に危険なものになる可能性というのも考えられます。やはりそういった施設を階上に上げるのではなくて、どこか1階のバリアフリーのところにもしかしたら移せるのであれば、万が一災害が発生したときにも安全に避難できるのではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょう。移転のことについてはどういったふうにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 永平寺支所長。
- ○永平寺町支所長(山田幸稔君) 今の現在計画されております公共施設再編計画に おきましては、スマイルハートの移転先としまして永平寺支所の2階の第1会議 室と第2会議室を考えています。

同じ永平寺地区内の施設で2階には障がい者用のトイレが装備され、また支所 にはエレベーターが設置されており、バリアフリーの施設として一番適している と考えています。

また、災害時の避難につきましては、安全に避難できるよう、訓練などを実施して配慮していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 最初、私もっと上のほうかと思っていたんです。議場のあったところだと思っていたものですから、えーっ、そんなに上まで子ども、その障がいのある子を上げるのはう一んというふうに思っていたんですけれども、それでも2階というと階段もあります。階段から転げ落ちることもあります。エレベーターに挟まることもあります。危険を考えたら何が一番安全なのか。

この間の地震で言えば、1階にいたばっかりに潰れて下敷きになったという事例も熊本では確かにありましたので、どこが安全かということになったら、非常にそれはどこも安全ではないというふうなことは十分わかるんですけれども、地震というのは非日常的なものではなくて、エレベーターを使ったり、階段を使ったりすることは日常的なものでありますから、そこの点をちょっとお考えいただ

けたらというふうに思うのが老婆心だというふうに思っていただければ結構かと 思いますけれども。

幸いにして、うちは障がいの子どもはいないんですけれども、ちっちゃい子どもがいます。もうしょっちゅう階段から転げ落ちますし、玄関の上がり口からも転げております。それを見ておりますと、やはり子どもってもう一歩大丈夫という思いがあるのか、そこに段差になっているのが気づかないのかどうかわかりませんけど、すっころんと転げているのが実態ですので、それを見てますとやはり階上に、2階、3階という階上に上がっていくこと自体がちょっと不安だなというふうに思っております。もう一度考え直しいただけるものだったら考え直していただけたら幸いに思います。

それともう一つ、これから先、町のほうで取り組んでいただきたいと思いますのが、さっきお話にも出ましたけれども、障がいのある子の卒業後の就労についての対応についてでございます。

今現在は町内にそういう施設がないということですけれども、町ではいろいろな点で支援をしてると思うんですけれども、どういったふうに今後、これでいいのかということも含めましてどういうふうにお考えなのか教えていただければと思います。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 障がい者施設の今後についてということでございますが、先ほども申し上げましたように、施設のノウハウ、その辺の持った方がぜひ立ち上げていただきたいなと。その辺に当たっての支援につきましては、福祉基金の活用なども検討しまして支援していきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 卒業後、学校卒業した後の障がい者の方を見ていますと、一部授産施設というか、就労施設、A型、B型あります。そちらのほうに行かれている方はまだいいんですけれども、そんなに障がいが重くなくても、どうしてもそういったところで就労すること、するチャンスが得られなくて、自宅で過ごされている方というのがいらっしゃるというふうに聞いております。そういった方を何とか、そんなに多くのお金をもらえるとは思いませんけれども、せめて自分のお小遣いを稼げる、そういう方にも生きがいを持てるような、そういうまちづくりというのも必要かと思いますので。

今後、障がい者に向けたそういう就労施設ということに対して、今、福祉保健 課長からそういう業者が、そういう人が出てくれば協力するというお話はいただ きましたけれども、そうではなくて、町としての取り組みも、町としてというか、 そういう施設が町がやっているかどうかは知りません。そういうところがあるか どうかちょっと知らないんですけれども、できればそういった方をこれからやっ ていく事業の中で元気な方だったら採用して使っていただくとか、町が使ってい ただくとかということも障がいの度合いによっては可能ではないかというふうに 考えますので、障がい者の就労ということを前向きに取り組んでいただけたらと いうふうに思っております。

障がい者というのは一番の弱者かもしれないというふうに考えておりますので、障がいのある方や、それから家族がやっぱり安心・安全、そしてやっぱり笑顔に満ちた暮らしができるということが一番大切だというふうに思っております。

それを考えますと、放課後デイサービス、今人数少ないみたいですけれども、 それをフルに活用していただいて、家族の方の介護の軽減、それから就労施設で 受け入れていただくことによって、またいろんな意味でいろんな活力が出てくる のではないかというふうに思います。

そういった方も含めまして、どうぞ障がいのある方の支援というのを最優先に とは言いませんけれども、優先順位を上げていただきたいというふうに思います。

1つ目の質問につきましては、このくらいで終わらせていただきまして。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

2つ目の質問としましては、中学生の海外派遣事業の内容について質問させて いただきたいと思います。

夏休みを利用した中学生の海外派遣事業として、昨年までシンガポールに派遣 事業を行っていたように記憶しております。

昨年末だったと思うんですけれども、シンガポールの渡航先は、昨年までで、 本年度からは渡航先を変更するというお話を聞いておりました。それでことしは もう多分、夏休みも間近に迫っておりますので決まっているとは思いますけけれ ども、どちらのほうに中学生を派遣されることになったのでしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) 町は平成19年から平成27年、9回ですけれども、 町内中学2年生をシンガポール共和国に派遣し、ホームステイ及び現地学生との

交流事業を実施してきました。平成28年度は中学生海外派遣事業についての検討会、これは委員としまして教育長、校長会、教頭会の代表の方、また各中学校の英語、養護教諭の代表の方、また教育委員会の課長、またアドバイザーとしまして事業の企画会社ですね。そこの方を入れた検討会を去年4月以降から始め、これまでに3回実施しております。

今、最終検討会を行いまして、今月中にまとめ、町長に報告する予定であります。

今回の事業は、中学生の語学研修を通じて世界を知り、日本やふるさと永平寺町を見詰め直し、英語力の向上と国際感覚を身につけることを目的としたいと思っております。

検討会では、派遣先をアメリカ合衆国シアトルというふうに今協議しております。候補地は4つほどあったわけですけれども、検討会の経過の中でこのような 形をしてります。

なお、この事業の実施時期ですけれども、来年の3月、ちょうど3学期の終業 式が終わって春休みの途中までですかね。5泊7日程度を今検討している最中で ございます。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 済みません。ありがとうございます。丁寧に答えていただきまして、次の質問どうしようかと思うぐらい答えていただきまして、ありがとうございます。

そうしますと、シアトルに一応今決定をしたということですよね。

シンガポールをやめられた理由としましては、大体私も想像はつきます。公共語は英語ですけれども、通常使われているのは英語ではないということもありますし、非常に貧富の差の大きい国ですので、いろいろな問題もあると思いますし、華僑が多いということもあってどうしても治安の部分――治安はいいところなんですけれども、シンガポールっていいところなんですけれども、それでもいろんな問題があるっていうことは十分承知しておりましたので、シンガポールをやめられるということについては別段それほど思わないんですけど、検討会でシアトルに決定するに当たっての、ほかにも幾つか渡航先が出たということですけれども、その行き先がどこであったのかと、それから結果的にシアトルを選んだ理由が語学研修のためなのかということをちょっとお伺いしたいんですが。

- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) 今議員仰せのとおり、これまでの参加生徒からのアンケートとか、事後報告の中でシンガポールでの報告のほうでは、英語のほか、いろんな他国語というのが使われており、特にホームステイを実際に行うわけですけれども、そういったときに困惑というか、迷ったというんか、そういったことの報告が幾つかあったということです。

そういったことからも踏まえて、今回の中学生の英語力の向上の観点から、英語が母国語であり、なおかつ本場の英語で会話ができる派遣先ということで、アメリカのシアトルを選考し。また、そこは現地での英語のレッスン、学校とか、そういう語学校ですね。また、現地の学校や校外学習、いろんな企業とか、そういう関連施設を見学したり、またホームステイ等の受入体制が万全であり、現地の受入団体の実績というか、取り扱い実績が豊富であるというような観点から、いろんな企画書の中を検討した結果、アメリカ合衆国シアトルを派遣先として選考しているという状況でございます。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) ありがとうございます。実施時期が来年3月とおっしゃいました。ことしの夏休みはないわけですよね。そうすると、今、これ、中学2年生が対象なんですか。3年生が対象なんでしょうか。
- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) 去年までと同じ、中学2年生を対象としております。 今の動きですけれども、今の細かい最終報告をまとめて、細かい募集要項を今 出すわけですけれども、それに先立ちまして保護者の方、また中学生の皆さんに お知らせするという観点で、今までは前年までのことを言いますと大体5月の半 ばごろにこういうような事業がありますから希望される人はぜひ応募してくださ いというふうな形の案内文書をお渡ししてました。それを今まだ最終決定ではご ざいませんけれども、中学2年生を対象とし、来年の3月にアメリカ・シアトル 方面への海外派遣を今協議し、募集要項等をお出ししますのでお待ちくださいと いうふうな予定の文書を6月、今週にもう出すこととなって校長とお話をしてお ります。

以上です。

○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。

○16番(長岡千惠子君) 具体的にまだ募集とかが進んでないみたいなんですけど、 私の経験上からで言いますと、つい10年ぐらい前までといいますと日本は世界 一治安のいい国というふうに評価されていました。ですけれども、最近の日本の 状況を見ていますと、毎日のように親を殺したとか、子どもを殺したとか、子ど もを捨てたとか、いろんな殺人事件が発生しています。私もえっ、日本てこんな に治安の悪い国だったのかなというふうな状況の中で、新しい渡航先の安全確保 が大丈夫なのかなというふうに思っております。

特にアメリカですと私も本土のほうには5回ほど行ったことがありますけど、 残念ながらシアトルには行ったことはないんですけれども、5回渡米している中 で何度か怖いという思いをしたことがあります。そういったアメリカに対する怖 さということは懸念されていることはありませんか。

- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) 現在計画していますアメリカ合衆国・シアトル地区は、旅行会社、アドバイザー受けているわけですけれども、旅行会社としても実績が豊富であり、また地域の当地の治安のよい地区であるというふうな形での報告は受けています。

また、企画書の中にも書いてあるんですけれども、実際の期間中につきましては、当然、添乗員が1名つき、また現地の滞在中につきましては受入団体の現地の日本人マネジャーがグループを巡回する。また、何か起こったり、いろんなことが起こった場合には添乗員、現地のスタッフ、コーディネーター等が素早く対応する体制を整えており、そういった形での実績、あってはならないことですけれども、そういうような万全の体制を整えているというふうな形での企画提案を受けております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 安全には安全を重ねて子どもたちに危害のないようにというのは十分配慮していただきたいというふうに思っております。

そこで行き先がシアトルになったということでしたらば、これまでシンガポールの場合でしたらば30人の中学生を派遣していたように思います。シアトルに変更になって参加できる人数は30人、同じでしょうか。それと、参加する人員が変更であればその理由も教えていただければというふうに思います。募集人員ですけれども。

- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) 今年度の当初予算のほうでこの海外派遣事業に対する助成金ということで去年と同等の400万円を計上し、議会の議決を得たわけです。

今、私もちょっとことしの4月からなんで今までの実績とか経過等もちょっと確認したところ、今までおおむね30人内外が参加され、個人負担ですね。生徒さんの個人負担、そういったところが毎回レートの関係とか、いろんなほかの要因もありまして、10万円から16万、多いときでは17万とか、そういうふうなときもあったというふうな実績を聞いております。

そういった中で、今詳細を最終的に詰めているわけですけれども、町の実行委員会、派遣される方への助成金の額の中でやはりできるだけ今までと同じような金額、またそれ以下で助成していこうとした場合に、今までの30人というのはちょっと無理かなというふうな考えで、今想定していますのは15名までぐらいの形になるんでないかなというふうな形で最終的にまとめる予定です。

また、選考の派遣団員というか、希望者が多い場合にはその選考等につきましても配慮しながら対応していきたいなと思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 募集、多分、シンガポールよりもシアトルのほうが費用 は高くなる。これは誰が考えてもわかるはずです。私でなくても皆さんおわかり になると思いますので、当初予算の400万で、30人は絶対無理ですし、30 人出そうと思いますと今まで負担金が10万から17万ておっしゃいましたけれ ども、それは25万以上になるというふうに想像がつきます。

そうした場合に、人数を減らして、できるだけ負担金をと同じようにというふうにお考えになるということもよくわかるんですけれども、それでも10万から17万円の金額が必要となれば、参加したい中学生の全てが、全てと言うとおかしいですけれども、人数の制限はあったとしても、その全てが可能ではないというふうに思います。やはり裕福な家庭のお子さんがどちらかというと優遇されてしまうという言い方はよくないのかもしれませんけれども、家庭によってはそれだけの負担金が払えないから諦めなさいというようなことも出てくるのではないかというふうに推測するわけなんですけれども、その点についてはどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 教育長。
- ○教育長(宮崎義幸君) 今議員さんおっしゃられるように、全ての生徒がそういうところへ行けるということは望ましいことかもしれないんですけれども、なかなか財政的にも、それから逆に修学旅行をそういう海外にということになりますとまた抵抗ある親御さんもおられると思いますので、今回はそういうことで予算も限られていることですし、強く将来、そういう英語を活用して自分がこういう道に進みたいんだという子どもたちのために、少しでもそれが引き金になって、あるいは経験が生かされて将来につながればというようなことで、やっぱり何とか教育委員会としては実施したい。

ただ、その個人負担をどのぐらいにするかというのは本当に難しいところなんですけれども、ゼロにするというとまた町の負担がふえるというふうなことで、今回は例年のシンガポールを続けてきましたので、それから余り逸脱しない範囲で子どもたちに、そして将来につながる英語を活用して町のために、あるいは国のために活躍できるような、そういう道への一歩になればというようなことでお願いしたいなと思っています。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 私の思っていたのは、優秀で、語学ということに対してすごく興味の持っているお子さんがもし金銭的な理由で参加したいけど諦めないといけないっていうふうなことが出てくると、非常にその子にとっては不公平感を感じるのではないかなと。僕だったら、私だったら、一緒に行かれる子、自分が行けなくなったときにね。あの人よりもこれだけの部分僕はすぐれているのにもかかわらず、何で行けないんだろうと。うちにお金がないからかなっていう思いが出てくると、その子にとっては非常に不幸なことだなというふうに思いました。

そういうことは今教育長のお話では極力ないようにというふうに考えていただけるのではないかと思いますけれども、しかしながらお金のかかることは事実でございますので、本人の努力によって海外派遣のこの事業に参加できるような、親の負担額の軽減ということも含めて参加できるようなシステムがとれれば一番かなというふうに思っています。また、そういうことも考慮していただきまして、人選に努めていただければというふうに思います。

やはり将来のある子どもたちのことです。本当に世界に羽ばたこうと思っている子どもっていうと、もう子どもと大人の間ぐらいの中学生、多分中学生ぐらい

のときの希望というのは往々にして、大人になってその目標に向かって走り出す という子どももたくさんいると聞いております。もちろん、夢みたいなことを思 っている子どもも中にはいるというのも聞いていますけれども、そういう実現性 のある夢を持っている子どもたちの夢をどうか町としてもっと充実してかなえて あげられるような、そういう中学生の海外派遣事業にしていただけたらと思いま す。

もしご所見がありましたらお答えいただきたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 教育長。
- ○教育長(宮崎義幸君) 難しい質問だと思うんです。今、例えば野球でプロ野球になりたいっていうのも、そういうチームに入ったらお金がかかるから、じゃその子にも補助していかないといけないのか。いろんな道で子どもの将来を考えたら進む道あると思うんですね。

今回、英語のそれにだけじゃ補助を出しましょうということになると、ほかに バレーをならっている子とか、何か特殊なそういう将来何かなりたいということ で専門的に習っているのもお金がないから行けないとかなってきた場合にその子 たちにも全部助成をしていかないといけないのかというようなこともありますの で。

ただ、今、今回、町が海外派遣という事業を立ち上げていますので、それについてまた検討させてもらって、それに対して行きたい子どもがいた場合に、何かそういうお金の面である程度保護家庭の場合には補助をどうのというようなことはつらい問題ですけれども検討する余地はあると思いますので、また検討会等、また町長部局とも話をしながら検討をしていきますけれども。

今私の考え方では、この事案に関してのみお金がないから行けないから助成してあげてはということに対してはなかなか即答できませんし、難しい問題だなということは感じています。

申しわけないですけれども、以上です。

- ○議長(川崎直文君) 16番、長岡君。
- ○16番(長岡千惠子君) 金銭面的なことだけで言うとそうなんなすけれども、例 えば英語力に特化している子どもがいたとした場合、その子の語学力を伸ばすた めにというんであれば、またそれは違ったことになるのでは。

いろいろ方法はあると思います。例えば校内の弁論大会を、英語力の弁論大会 をやって、いい成績おさめたとかっていうこともできるでしょうし、常時、模擬 テストとか、いろんな成績がトップクラスになっていたというのもあるでしょうし。

いずれにしても、何が公平か不公平化ということになってくると非常に今教育長もお考えになっていらっしゃったように難しい問題だと思います。成績順番でいくのが公平なのかといったら、それも確かに公平じゃないというふうにも思いますし。お金があるなしがどうのこうのということになっても、それも公平か公平でないかといったら子どもにとっては決して公平とも公平でないとも言い切れない部分というのはたくさんありますので、できればせっかくの海外へ行けるチャンスですので、子どもたちには希望を持ってそれにチャレンジしてほしいというのが私の思っているところなので、この事業が賛否いろいろあると思いますけれども、せっかくの事業ですから続けていただけたらと思いますし。

アメリカという国は、少なからず戦後日本は助けてもらった部分もあります。 戦争には負けましたけれども、アメリカに救われたところもないとは言えない。 あると思いますので、そういった意味も含めまして、やはりそこで学んでくるこ と、それは先進国として学べることだろうと思いますので、十分効果が出てくる ような場所だというふうにも思います。ぜひとも子どもたちにとっても、そして 事業としても実りある成果であってほしいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

- ○議長(川崎直文君) 次に、1番、上坂君の質問を許します。1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 当議会は一問一答式ということになっていますんで、私も一問一答にふさわしい質問の仕方をしますんで、答弁のほうもそれに沿った答弁をお願いしたいと思います。

まず、きょうの1番目の問題ですけれども、地産地消の達成率はという形。

普通、地産地消といいますと、農産物とか、あるいは魚類とかというものを指しますけれども、それをもうちょっと大きく解釈しまして、永平寺町で行政当局が物品等、これ消耗品等もひっくるめてですけれども、購入しているときに、地元の個人商店あるいは企業からどれぐらいの比率で購入してるのかなと。

当然、永平寺町の中でないものは買えないわけですから、それらを踏まえた上で、まず基本的に永平寺町の姿勢ですね。行政当局の姿勢、それは単に価格が安いから町外でも、あるいは県外でも構わないという考え方なのか、できるだけ町

内でできるものは永平寺町の中で購入したいというふうな考え方、その辺の基本 的な考え方をまずお聞きします。

- ○議長(川崎直文君) 総務課長。
- ○総務課長(山下 誠君) まず、私のほうからは、本町全体の形で述べさせていた だきたいと思います。

まず最初に、逆になりますけれども、一応本町内でできるだけ町内のほうでの 購入を促しているということはしっかりとさせていただいているところでござい ます。

そこから申し上げますと、消耗品等の町内業者の活用率でございますけれども、消耗品費47.1%が町内の業者でございます。賄い材料費が61.7%、印刷製本費が60.2%、燃料費は100%町内での購入ということになってございます。

備品購入費につきましては18.5%の割合となってございます。これは先ほど議員さんもおっしゃったように、消耗品費、購買品等に関しては町内で購入できるものについては積極的に町内で購入を促しているところでございますけれども、例えば例規集の追録とか、滅菌の薬品等とか、さまざまな町内では取り扱っていないものもございますので、そういったものにつきましてはやはりどうしても県内、県外というところで利用させていただくこともございます。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 私も一般質問用で総務課を通してそれぞれの所管から、今、物品、どんなものを町内で買っているのか、町外か、あるいは県外かというものでたくさんの資料をいただいて、これちゃんと3回ぐらい隅から隅まで読ませていただきましたんでね。本当にありがとうございました。

それで見ると、そんなにおかしいところってないんですよね。ただ、まだ町内で、もう少しそれぞれの所管、個別に聞いとくとあしたになっても終わりませんからそれはやめますけれども、もう少し今の課長言ったように、できるだけ町内でいわゆる調達するという考え方をやるとまだまだ地元の個人初め業者の方が喜んでいただけるんではないのかなというふうに感じましたね。

ずっとそれぞれの教育委員会とか、子育て支援課、幼児園ね。支所なんかはほとんどもう地元ですね。100%ね。個別案件に行くとちょっと嫌らしいですからね。 ただ、施設によっては本当に細かい消耗品、それは町内でも売ってるやろうって いうようなのがあるんですけれども、じゃ、何かのイベントするときにあっちこっち行って、4軒も5軒もという、そういうふうな事務の手続というか、時間がかかるんでね。これも町外で、例えば福井の大きなショッピングセンターへ行けばワンストップショッピングができると。そういう部分ではわからんこともないんですよね。読み方がね。ただ、工夫すればもっとできるなという。

例えば生花ね。学校の入学式、卒業式の花を別に何も福井で買わなくてもね、前もって日にちが決まっているわけですから、その辺の一つの例挙げるとね。それ以上は挙げませんけれども。そういう部分でのほうの改良点というか、考え方の変更によって地元の物を、使える物がまだまだあるなというふうに率直にそう感じましたね。

町長、その辺の考え方はそれでよろしいんですか。何か。

- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 今のおっしゃるとおり、町内にあるものはやはり町内を優先 して買っていただきたいという気持ちでは確かに持っております。そして指示も しております。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) これ、一番町外で目立つのがこれ消防なんですよね。消防長ね。別に消防長の管理が悪いって、そんな意味じゃないですよ。ただ、確かにこれは町内から買えないものがかなりあるわけですから、その辺の基本的な考え方で結構ですから、消防長のほうから答弁お願いします。
- ○議長(川崎直文君) 消防長。
- ○消防長(竹内貞美君) 消防の消耗品につきましては、まず文具等につきましては本庁から支給でいただいております。足らないものに関しては町内の業者から購入をしています。しかし、救急関係または消防のホース、それから被服、ガス検知器の検査台等は消防の専門性及び特殊性から町内での取り扱う業者がございませんので、町外の業者より購入をいたしております。

以上です。

それからまた、庁舎の新庁舎の備品でございましたけれども、それの中の電気 器具ですね。冷蔵庫とか、そういうものは町内の業者で購入をしております。 以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) それで、これ、事務決裁区分の変更って、これもちょっと入

札とか物品購入の一応基準でしょうけれども、これ見るときに見積もりをわかり やすく言えば別にとらなくても必要がないというものに関してはとらなくてもい いですよと今規定も書いてあるんですね。

その中で、ややこう耳に入るのは、本当に3万とか5万円以下でも町内に1つの個人商店しかなければ、じゃ、それを3つ、3通持ってこいと言えば、やむなしに町外になるわけですから、金額の小さいものに関しては町内で1商店しかなかったら、そこは金額の妥当性なんていうのはそんなものは毎年ほとんど買うてるものですからわかるはずでしょうから、その辺のこの管理の仕方、いわゆる購入の仕方も、今までが悪いんじゃなくて、考え直してもいいのかなと。

例えば物品3万か5万円しか買わないのに、あれ見積もりをつくるかって時間 かかるわけですから。特に個人商店の場合は忙しいわけですから。その辺の見直 しもすべきやなと思うけど、その辺、総務課長、どう思いますか。

- ○議長(川崎直文君) 総務課長。
- ○総務課長(山下 誠君) 30万を超えるものについては予定価格を省くことができるとか、あるいは消耗品のほうで通常の、普通で言いますと生活というと一般の方を申し上げますけれども、一般の例えばトイレとか、そういった消耗品の関係につきましては、私どもも見積もりをとってくださいとか、そういったことは申し上げておりません。当然ながら、今議員さんおっしゃったように、町内の業者から買っていただくということでその旨、皆様に職員には伝えているところでございますので、それが全てということではございませんので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) それだけ職員さん、決められた内規を守りながら、やっぱり誰からも変なご指摘を受けないように、本当に忠実に仕事をやっているなという安心感ね。それは認めます。ただし、今後やっぱり改めて地元の業者に関しては金額が少額に関しては、そこはちょっとした見積もりだけもらえばいいだけのことですから、1社だけね。後で口頭で金額違うと問題になりますから、その辺の見直しをぜひお願いしたいと。
- ○議長(川崎直文君) 副町長。
- ○副町長(平野信二君) 今、町内での購買に関しましては、金額的にも今議員さん おっしゃられるように、少額についてはそういう指示もしておりますし、当然、 町内業者の優先ということを指示していますので、そういうことで実施をしてお

ります。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) これで地元の業者の方も、ああ、やっぱり行政当局は自分たちもちゃんと気にかけてくれるという安心感がふえたんではないのかなという。
  それでは、2番目の質問行きますかね。包括支援センター、今後どうしますか

それでは、2番目の質問行きますかね。包括支援センター、今後どうしますかって。

これ、町長、町長になる前からぜひ包括支援センターは行政当局の直接とは言 わんけれども近くに置きたいというようなお話を聞いていますんで、今現在、こ の答弁はどうなんですかね。課長、答えるの。どうするの。

ほんなら、先に町長。

- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 全然変わっておりません。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) これ、所管の課長ね。包括支援センター、これは行政が直接に包括支援センターを運営することが、いや、だめとかっていうんじゃないけど、これどうなんかなていうのがありますよね。だから、所管の課長として、今現在はどういうふうな考え方なんですか。
- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 今の地域包括支援センターは社協のほうに委託はしておりますが、あくまでも直営でやっているという認識でございますので。

また、福祉課と一緒にやるというのが、年々、この包括支援センターの役割が 多くなってきておりまして、やはり福祉課と隣で連携をしていくほうがより住民 福祉にとっていいということで今考えているところであります。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 地域包括支援センターにつきましては、平成18年 4月に設立しまして、平成24年4月から委託ということで運営しております。

委託直営のメリット、デメリットにつきましては、以前から協議ありましたように、まずは有資格者の確保という点がございます。現在におきましても6名体制で、保健師、それから社会福祉士、それから主任介護支援専門員、こちらを配置基準のとおり確保しまして運営しております。

今後につきまして、今兼務ではございますけれども、まず在宅ケア体制の整備 といったところで医療に関するコーディネーターの配置、それから生活支援体制 整備に向けた生活支援コーディネーターの配置、それから認知症についても事業がいろいろふえてきます。認知症総合支援事業の展開に向けて認知症地域支援推進員でございます。配置する予定でございます。こちらはいずれも兼務でございますけれども、配置する予定でございます。

それから、センターの設置場所ですが、庁舎階数に合わせて、委託ではございますが、包括支援センターを本庁の福祉保健課の隣に配置したいというふうに考えております。

1階への配置でございます。これは福祉保健課との連携により、今後の事業の推進に当たって行きたいという強い思いと、それから新しい総合事業の中でチェックリストを介護申請の際にすべきことと、要支援者の方、はっきりと要介護認定が必要だなという場合にはチェックリストについては実施しませんけれども、要支援と思われるかなという場合には必ずチェックリストをせよということになっております。こちらは地域包括支援センターのほうですべきことというふうにされておりますので、この辺の窓口業務も含めて検討した結果、本庁1階のほうが事務の遂行上、それからお客さんの対応上必要であろうということでこういう判断をしております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 今町長言うように、あくまでも委託の管理ですからね。要するに管理責任は当然行政当局ですから。今度、福祉保健課のほうへ持ってくると。これ、同じように福祉の仕事をやっているときに、これは保育園の先生方も一緒かもわからんけれども、同じような仕事をしていても給与だけ違うでしょう。行政当局の職員と社協の職員ではね。多分、3割ぐらい安いんかな。2割は違うね、給料はね。そういうときのね、離れているから意外と目立たんけれども、隣にいるときなんかどうするのかと。

例えば1つの事例挙げると、相談業務なんかで窓口へ来れないという人もいるんですね。そのときに、じゃ、老いた母親とその一人の長男ですかね、いた場合、これは実例ですからどことは言いませんけれども。そういうときに相談業務に来てくれというのがあるんですね。そういうときの残業費用をどうするとか、あるいは待遇面をどうするっていう、そういったところまでも検討した上で、その本庁の、私何も悪いとは言いませんから、一つの例挙げると、その辺の配慮っていうのはどうなんかなと思いますけど、どうなんですか。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 地域包括支援センターの委託料につきましては、職員人件費、それから地域包括支援センターのほうからまた再委託という形にはなりますけれども、ケアマネジメントにつきましては居宅介護支援事業所のほうにも委託しております。その辺の委託料も含めて地域包括支援センターの委託料を算出してございますので、今議員おっしゃるようにお宅訪問について必ずしも超過勤務が生ずるかというと、日中の通常業務の範囲の中でも当然訪問については可能であるというふうに考えますので、現状の委託料の算定で十分賄えるものというふうに思っております。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) それはもうしょっちゅう、朝早くとか夜遅かったらえらいことですから。ただ、本当に困ると、これは経験者しかわからんけれども、今まで元気だったけど、突然認知症が多くなって、火を使ってもろうたらもう心配でどうもならんのやと。そういうことなんですね。

それから、病気になって今までと同じような生活が非常にしにくいと。今まで介護したこともなければ、そんなものは突然と言っていいぐらい来るわけですから、そういうときの相談業務っていうのは日中仕事を持っていればね、そのために家にいるということは、当たり前と言や当たり前やけれども、そんなことができないのが実情ですから。だから、そういうときの、あえてそれ以上の答弁は聞きませんけれども、そういうことも多くなりますよと。だから、そこは委託しているんやから別に行政関係ないと。委託している社協の問題でしょうというふうに見るのもいいけど、ただ、そういうふうに往々にしてなっちゃうんで、そこは今のうちに実施する前に十分社協との対話というか、協議をしていきながらね。

やっぱりこういう福祉っていうのは目に見えない、かなり厳しい部分もありますからね。特に居宅介護でいくと、治るというのはかなり難しいんでね。感情移入が入って、精神的に非常に疲れるんですね。私、自分の母親見たときにそう思いましたよ、ヘルパーさん来るとね。だんだん体が弱ってくると、本当に心から一緒に老化してしまうんですね。ですから、そういうふうなご苦労もあるわけですから、その辺のことも十分、我々議員もそうですし、行政当局もやっぱり現場を預かっている人に感謝をしていきながら、できるだけの待遇と、それからやっぱり働く労働環境を整備をお願いしたいなっていうふうに思いますね。

○議長(川崎直文君) 河合町長。

- ○町長(河合永充君) 議員のおっしゃるとおりで、社協のニーズとか、そういったのではなしに、やはりしっかりといい環境で働いていただきたいなと思いますし。 先日もケア支援センターのセンター長さんとも少しお話しさせていただいて、 やはりこっちに来ることに対する不安であったり、そういったこともあると思いますので、またいろいろお話を聞かせてくださいというのも直接お話をさせていただいておりますので、また上坂議員のほうからもいろいろご指導いただければと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 町長、そこまでやっぱり大事にしたいし、ともにいい汗をかいて、町民に安心感を与えようという姿勢が座ってきましたから、これはもうこれに関する質問は終わりますね。

ただ、じゃ、続いて、介護保険の要支援1、2のこれ、廃止になりますよね。 廃止というか、制度どうするんかはわからんけどね。継続的にやるのかやらない のか。それは日本全国統一じゃなくて、それぞれの公共団体が決めてくださいよ と。

そういう観点から見ると、永平寺町の今のサービスをそのまんまどうするのか。 継続するのか、あるいは見直すのかという今の現況をひとつお知らせください。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 新しい総合事業についてのお尋ねかと思います。現 状について報告いたします。

まず、本町の65歳以上の高齢者の方ですが、5,550人いらっしゃいます。 そのうち、要介護認定を受けている方が4月末現在で980人、うち140人の 方が要支援の認定を受けておりまして、約110人の方が訪問介護であるとか、 通所介護のサービスを受けていらっしゃいます。

医療制度総合確保推進法の制定、それから介護保険法の改正により、要支援者の通所介護、それから訪問介護は介護給付から地域支援事業のほうに移動します。 要は、永平寺町が行う、永平寺町が単価を設定してやる事業に移行するということになっております。来年4月1日の制度改正を求めております。

現状では先進事例を参考に訪問介護につきましては、まず1点はみなし指定の 通常の事業者さんによるサービス、それから身体介護を除く生活援助のみとした 独自基準によるサービス、それからサービス提供事業者の基準を緩和したやつ。 有資格者がいなくてもいいですよというサービスですね。それから、住民主体に よるサービス、これはボランティアさんなり、地域の援助というのを大きく期待しております。

それから、通所介護におきましても、まず国基準に準じたサービスですね。それから、緩和基準によるサービス。有資格者のいない事業所でも受け入れるというサービス。それから、同じように住民主体によるサービスというものを展開を予定しております。

まだ今後につきましては現在アンケートを集計しまして、いろんなご意見いただきましたので、それを集計して、それから事業者さんと意見交換会を経て、それから基準、それから単価の設定、要綱の設定ということを秋までに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 今、生活援助の件もあるし、それから今の施設の基準緩和を したいと。それから、住民主体で今運営していくというか、乗り切っていくとい う考え方なんでしょうけれども。

これ、例えば住民主体であれば、何か一定限度でのコスト、費用みたいものの援助というのは考えていますか。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 補助というものを考えております。

現状の指定事業者さんのようにお一人当たり幾らというのは非常に難しく考えますので、給付管理とか、そのほかの事務も発生してきますので、住民主体のサービスにはそこまでの割り振りは求めておりません。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) やっぱりさすが課長あれやね。やっぱりその辺まで細かいと こまで配慮した計画しているというのはいい仕事しているようだね。

今後、やっぱり住民が協働して連携していくというね。今までは何かボランティア、ボランティアと言うと、何か全てもう費用から何からあなた全部やってよというのはあるけど、僕は今後、地域の中で福祉の充実、みんなでともに助け合おうという、そういう部分でいくと、やっぱり最低限度のかかる費用ぐらいは行政が負担しますと。あといろいろあるけどよろしくお願いしますねというのは、これ大事やと思いますね。これで満足とは言わんけれども、しばらくは安心でき

るんかなという。

あと1点、これね、情報をやっぱりどうとるかっていう。これ、何年か前からも問題というか、問題になっとるんですけどねて。今、個人情報があってから行政当局は流さんし、流せるのか、流さないのか後でつべこべ言われるの嫌やから流さないないんじゃないかと思うんやけれども。

ね、三、四年前でもこういう今の福祉関係の500万のお金使ってマップはつくっているはずやけどね。ただ、それがどこまで出していいかどうかって言う判断が非常に難しいんでね。

私もその辺、無責任に出しゃいいというものじゃないですからね。仮に出すにしても、例えば民生委員さんとか、福祉委員さんがいたら、その担当区域の情報しか出さないというね。当たり前のことですけれども。それを全部出したらえらいことやからね。何かその辺のことで今後困っている人をいかに早く見つける。あるいはちょっと暗くなってきたら察知して、それをまたつないでくれるような、そういったもののもうちょっと力を入れてほしいなと思うけどね。このままやとちょっと心配ですね。何かその辺の取り組み方の考え方をひとつ、課長。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 災害時要支援者ということで把握してお答え申し上 げますけれども。

確かに名簿を出す出さないについては個人情報についていろいろございます。 ただ、命の危険がある場合にはそうこう言ってられませんし、名簿を出したから どうだこうだって責められることもないと思います。ただ、1点気になるのは、 要支援者として登録していただいているんですけれども、私は出さないでほしい って。登録してあるにもかかわらず出さないでほしいという方もいらっしゃいま すので、そういう方についての配慮を考えると、一概に民生委員さんだから、福 社委員さんだからということは躊躇しております。

中途半端なお答えかもしれませんが、以上です。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) いや、その辺はよくわかりますよ。

私も何年前ですかね。親切にやったらね、うちのことなんかほっといてくれって怒られたことありますからね。決してそんなつもりじゃないんですけどね。

しかも、一緒に住んでるんじゃなくて、永平寺町内のどこかの人がね。ほんで 息子さんたちは福井にいてね。心配やから電話したら、そんなことはほっといて くれってと言ってね。

だから、本当に小さな親切というか、お互い共助とかって言うけど、確かに切実に難しい問題は理解します。でも、そこはそれとして、どうやったって文句言うやつは文句言うしね、小言を言うやつは言うし。だけども、やっぱり町民ですから、そこは困っていたらもう助けると。後の処理はまたそれで考えようと。要するに、それぐらい思ってないとこれはできないね、これね。現実的にね。所管の課長としては僕は大変やと思いますよ。

それから、特に最近、私も福祉委員はやめてないけれども、ちょっとテレビ、 多分社協の職員さんも見てると思うんだよね。福祉委員さんの活用がイベント的 に講習会やっても、現実的に働いているところのどうやってとるかというのはちょっと弱いような感じするんでね。

今度、課長、答弁は求めませんから、また社協さんと議会の中でこういうふうな、もうちょっとね。命令はできませんからね。私も福祉委員やっていますけれども。行政から命令される覚えはありませんから、そこはひとつみんなを守るためにももっといい知恵を使えるように工夫してくださいというお願いだけはしてくださいね。これ、運営に口挟んだら怒られますからね。全く別の組織ですから。でも、ちょっとここは弱いなっていう感じするんでね。そこはともに率直に協議する場があるわけですから、そこはひとつお願いをしたいなと。

じゃ、続いて3番目ですね。

これがこれからの一番町長がやりたいし、これでないと永平寺の将来、未来がちょっと大変かなというんでね。国からのほうの今度の交付金をもらってさまざまな事業、後でも質問するけど、プラットフォーム事業ですとかさまざまありますけれども。

これ、観光物産協会の今度、今後どうやって活用するのかなと。何かちらほら 入るのが3階かなんかに持っていくんですか。今の計画では。何かその辺の考え 方等をちょっとどなたか。

- ○議長(川崎直文君) 総務課長。
- ○総務課長(山下 誠君) 本町の観光物産協会の役員と協議、打ち合わせをさせていただいて、本町の今、旧消防庁舎の3階のほうに移転をしていただくと。日程的には今年度末になろうかというふうにご理解もいただいておりますし、そういった方向性で向こうからもお願いしますというようなことになってございます。以上です。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) それで、私、それぞれの永平寺観光物産協会会則ね。3つ、門前の会則。それから、商工会の。門前協会は契約になっていますね、これね。 それから、永平寺商工会はもちろん当たり前で、法人登録していますから定款ですね。そうすると、観光物産協会の会則ということは、特別法人登録とかなんかというのはしてないんですか。ちょっとお答えを。
- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) はい。観光物産協会については法人格を持ち合わせておりませんので、よろしくお願いします。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 今後、当然、行政当局やら、今でもそれは助成金、補助金出ていますけれども、今後やっぱり金額がふえていっても減ることはまずないと思うんで、ここは透明性を見て、何とか法人みたいなほうがいい。法人格を持たせるべきじゃないかなと思いますけど、どうですか。
- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) 実は、事務局と一社といいますか、法人格に向けて 今協議をしております。でき得れば今年度中にはという話で今進んでおりますの で、ご理解いただきますようにお願いします。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) それで、これ町長、どうなんですか町長のこれからの今後の 事業、個別のことは時間がありませんから聞きませんけれども、この観光物産協 会をともに連携して、どういうふうなまちづくりの考え方で結構ですから、個別 の事業は課長から聞きますから、きょう時間なければ今度委員会で聞きますから、 ひとつ町長。
- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) まず、この永平寺町、今、観光という産業が一つ大きな柱になっている中で、今までですとどちらかというと行政が全てやってきたということもあります。やはり観光物産協会、現場の方が会員になられておりまして、現場の力を活用できる。また、情報にしましてもしっかりととっていただいて、どういうふうな展開とか、そういったのもできると思います。

やはり行政職員は行政の事務はもうプロですけど、逆に言うとそういった観光 の発信であったり、そういったのはどうなるかというお話にもなりますので、や はりプロに任せて、行政は縁の下の力持ちでしっかりと支えさせていただく、そ ういったスタンスでやっていくのがこれからの発展にもつながるかなというふう に思っております。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 今町外から応援隊で来ていただいている人いますよね。そういうときに、一応1年契約なんですか。3年までは延長できると。確かにそれはそれでいいんですけれども、でも1年たったらやめなあかんのとか、3年で幾ら頑張ってもあかんのかっていうような。本人からは聞いていませんけれども、普通に見ればそう見えますから。そうすると、せっかくですからやっぱり自由に伸び伸びと活動というか行動をして、本当に永平寺のあなたもいい汗をかいて生き生きしてもらって、それがひいては永平寺町のためになるということが理想やというか、当たり前のことやと思いますので、その辺のことを踏まえた上で、ちゃんと今のうちにどんなことを町があなたにお願いしたいのか、あるいは本人がどういったことに成果を出したいかということを今のうちにちゃんと話をして、別にそれで成果を上げれば正式職員になるならんは別にしても、私は当然それがあってもいいと。

だって、能力とか経験を買うっていうことは、そんな安い金で使おうっていうのは大体間違っていますから。その人の経験と能力というのは、ひいては投資もしてるし、その人なりに勉強もし、やっぱり血となり肉となっているわけですから、そういう部分での考え方をすべきじゃないかなと思うけれども、その辺どうですかね。

- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) まさに今ほどお話しいただいたことにつきましては、 観光物産協会の事務方と協議を重ねさせていただいています。やっぱり地域おこ し協力隊として地域からの情報発信ということで希望を持って来ておられますの で、その点も十分尊重しながら、また既存の事業も周知していただかなあかんと いうこともありますので、勘案しながらやってございますので、よろしくお願い いたします。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) これ、私も非常に楽しみなんですね。やっぱり観光物産協会 組織そのものが活発で動いていかないとね。要するに具体的な実施までしてくれ ないと絵に描いたもちじゃ何の意味もないわけですからね。私も、これ、批判じ

ゃないですよ。運営に関してるんじゃないですけれども、やっぱりこれ見ると事業なんか見ても観光資源の保全及び物産の開発とかね。観光物産協会で実際見たことはあんまりないんやけどね。ないとは言わんけどね。ただ、それだけ見ててもまだこの事業のここにある法人格ですから、改めてこういう規則等ね。規則というのか、それは定款というのか、名前は別にしても、やっぱり事業本体のゼロベースにして、今後やるべきこと、それからいろいろ今度は想定できないけれども、要するに関連があった場合とかっていろいろつけ加えますよね、一つね。そういったこともせっかくですから、それもよく協議の上、見直したらどうなんかなと。

ほんで、やっぱり実施計画を、これ後でプラットフォームも出るけど、俗に言う最初にコンセプトがあって、何のために理念みたいな目的があって、その次、じゃ具体的にどうしますかというのがポリシー、政策ですから。その下には、今度は実施計画、具体的なスケジュールですから。だからその辺がちょっとまだ弱いんかなと思いますから。だから、今後、私はこういうとこへお金を別に使うことは別に何ら問題ないしね。逆に言ったら、かかるものはかかるわけですから。そのかわりしっかり成果を出してもらうと。そういうようなことで頑張ってほしいなと思うけどね。その辺、町長、何か熱い思いがあれば。

- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 今、地方創生の中で、先ほど川治議員のときでもお話ししま したとおり、やはり今、この地方の独自性といいますか、これが求められており ますし、また国、県も積極的に支援をしていただいております。

そして、今、所信でも申し上げましたとおり、観光というものが国の大きな今 産業に位置づけられようとしている中で、やはりこの流れにしっかり対応してい く。本当に今、いいチャンスをいただいていると思っていますので、積極的にま た国、県のそういった支援を活用しながら進めていきたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 私も今度質問でかなり町から出てる永平寺の資源とはとか、かなり読ませていただきましたね。だから、一つその中で、吉峰寺のお山から道元禅師様がお歩きになった。山の頂上で、それから本山へ来るとか、歩いていただくとか、そういったこともいいし、参ロードの活用もまた見直しもらわなあかんし。

僕は今度の観光物産のあれっていうのは、外へ出せる情報の発信がどんどんや

れる人がいないとちょっとやっぱり 手落ちになるかなと思うね。だから、そういう人をいかに中に入れるか。情報というのはやっぱり発信しなかったら絶対意味ないですから。だから、それを、じゃどのマスコミに何をだけ流すんですかっていうのはあるじゃないですか。頻度から言うたらそこそこ言ったら、それぞれの女性週刊誌の記者でもいいしね。1社1人ぐらいやってね。ぜひ永平寺町のほうへ歩いてくださいと。ここ見てくださいと。ほんで、それがうまく合えば週刊誌でただで載せてくれますからね。そのかわり、交通費とか宿泊費ぐらいはこれは持かなあかんけどね。広告料から見たら安いですから。そんな知恵も要るしね。

それから、情報というのはもう常に発信し続けないと意味ないんですね。大体雑誌なんていうのはどこかで記事が穴あくと、これ、何回も熱心に来たから入れてあげようみたいなね、そういったことだったらただでもかなりできますから。ですから、情報発信する人をひとつぜひ、今いるのか、これからするのかどうかわかりませんけれども、その辺には留意をしてほしいなということで、この質問は終わります。

じゃ、今度4つ目に、課長、私もよく読んだけど、プラットフォームね。これ、 国からのこれ見ても目的は書いてないしね。プラットフォーム、プラットフォームといって、何か私が若いときの上野駅の何か夜行列車のあそこかなっていうぐらい、全くわからんのやね、あれ。何かその辺のちょっと説明お願いできますかね。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 議員お問い合わせのプラットフォームなんですが。 プラットフォームの意味と申しますと、多くの異なる活動団体、主体、地域間、 事業間、いろいろな活動主体がございますが、それが参加し、共通の目的、ルー ルのもとで活動するときの場や仕組み、これを指しているものと思っております。
- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) そうやってしか答えようがないもんね。普通、国のこれやと、 地域プラットフォームの目的とかってばんと書いてあるんやけどね。これ、多分、 国でも書けんのやね、これね。

プラットフォームって何やていうと、最近、もうめちゃくちゃ英語が多いね。 こんなもん、これ読んでも、アプリケーションソフトといったって、これ、テレ ビ見てる人全然わかりませんからね。もうほとんどこれなんかの地域プラットフ ォームとはというんでこれ見ると、ナノテクロジーとか、英語ばっかりね。ほやけど、これつくるほうは楽でいいんやね。大体我がの手で書いているんやから。 ただ、英語並べりゃいいと思うて書いてるからね。

それで、難しいことは今後また私も勉強するし、また聞かせてもらいますけれ ども、永平寺町で実施する地域プラットフォーム、これの成果はこれなんやとい うものをちょっとお示しください。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) プラットフォームというこの事業は、全国的にも幾つかもう既に始まっていますし、でき上がっているところもございます。今回、永平寺町で実施しようとしているプラットフォームは、平成27年度10月に策定しました永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略にもお示しさせていただいておりますが、永平寺町の地域資源、強みである産学官の連携を推進していくということをさせていただいております。

今回の地方創生加速化交付金事業で取り組んでおりますえいへいじ産学官協働プラットフォーム事業、これが永平寺のプラットフォームを最初にするものでございますが、この永平寺町の地域資源、そして強みを生かしていこうというものが今年度は学生若者まちづくり条例の制定、学生まちなかデザインやまちづくり会社の設立準備、これを大学と協働で研究し、空き家の改修を地元、商工会、団体と行う協働モデル事業で空き家を改修し、また各種団体と連携しました情報発信イベントも今回の事業で開催したいと思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) きのうの新聞ですかね、勝山の商工会を主体として、やっぱりこの株式会社をつくったという記事載っていましたけれども、近いうちに、この議会終わったら一回市長さんにもお会いして考え方お聞きしたいしね。社長さんからも一回聞きたいなと思うんですけれども。

大体あれと同じじゃないけれども、大体そういう感じですかね。どうなんです か。まだ今のところ決まってなければ決まってないでいいですけど。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 永平寺町のまちづくり会社は、今回、大学と協働して、その会社の概要とか、資金計画とか、計画、あと総事業計画も含めて調査して、設立の準備に当たる、ことしはしたいと思っておりますので、もう少し時間

をかけて調査したいと思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) これで、今後の中で、要するに名前だけで組織をつくるということだけはやめてほしいと。やっぱり実際、知恵と行動力、それがないと名前だけでは実際お金を使っただけで効果は上がりませんから。ですから、そういうのでは十分注意をしてほしいなと思いますね。

それから、これ見ると町の構成団体の知見を活用して行う予定で、まちづくり会社当初のという中核的見地と書いてありますけれども。果たして、その団体もそうですけど、個人から3万から5万からでもいいんですけどね。個人の出資も認めますよと。そのほうが刺激があっていいのかなと。

だから、往々にして町も半分ぐらい以上の多分出資はするでしょうから。それと、団体も入ると、今度は団体も当然町からの助成金、名前別にして、補助金交付税が出ているわけですから、それだけではよくないんで、普通の一般的な人、誰でもいいんです。いいですから金額は5万円を1口として株主になりますよと。そういう部分によってそういう人が仮に30人、50人になれば目も届きますし、あるいはまた協働して頑張ろうという。また、前向きないい案も出てくるのかなと。その辺のこともひとつ検討してほしいなと思いますね。

私もこれ、楽しみにしていますよ。課長大変やけど、いいやつ書いてください ね。

じゃ、もう時間ですから質問はこれ、地域プラットフォームね。

- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) まちづくり会社の今、その構成につきましては、今この研究の中でどういったのがまちづくり会社のいろいろな法律もありますので、それでやっていきたいと思うのと。

もう一つ、そのまちづくり会社、今本当に議員さんも初めいろんな方からいろんな提案いただきました。例えば空き家を旅館にしたらどうだとか、ただ、それが行政がやる中で採算が合うのかどうかというのがこれから大きな壁があると思います。もちろん、採算だけではなしに、しっかりとした住民サービスという形でできるのであれば、それは行政が行う。また、しっかりと収支が合うのであればやはりこういった、これからはまちづくり会社のような会社が求められてくるのかなという思いもありますし、また、その民間の資金というものを今いろいろ

やり方があります。銀行からの融資、そういったのもあわせて研究しながら、ま ちづくりの中で新しい仕事を設けていただくというふうなのを今研究をさせてい ただいております。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) これ、将来、指定管理という言葉がありますけど、今度の事業を指定管理ということはもう想定せんと、3年なら3年かかった費用だけは見ますと。そのかわり3年後に黒字にしてくださいよというぐらいのことがあってもいいのかなと。どうも指定管理やとちょっと甘えるんじゃないかなというのがあるんですね。

今の指定管理者がだめだというんじゃないですよ。それはそれとしてもね。やっぱりその中で一応指定管理の場合は3年なら3年で見直しますよと。だから、別に何も関係ないですよね。道の駅でも高額な備品購入は町で全部持っているわけですから。ただ、運営費の、極端に言うたら黒字出るまでの補助金みたいなもんやからね。形変えればね。これは温泉の禅の里もそうですからね。

ですから、原則、3年間で成果を出してくださいと。その状況を見て、後、指 定管理を考えますと。よければ指定管理すればいいし。でも、3年間で黒字やっ たら指定管理なんてする必要ないんやけどね、実際はね。それでも、そうはいか ない部分もありますから。

ですから、1カ月ぐらい前かな。永平寺町の門前でやったら、最近通ったら、外人さんの一人がかなり来てるんですってね。一人でね。そして、そういう人が ふえてきているんですってね。そういう人たちが、もちろんしっかりしたいい温 泉に泊まるっていう、そういうことで使うときもあれば、あるいは本当の日本人の、こんなとこに人住めんやろうみたいな、古民家というか、そういうところに 住んで、日本の文化を味わいたいという、一人の人間が幾つの行動パターンを示していくというんでね。

だから、永平寺で多分、昔みたいないろりですね。薪くばして、あの炎見たら 感激して帰るんじゃないかって、そんな古民家があるかどうかわからんけどね。 だから、そういう部分でもいろんなことをやっていったらどうなんかな。

非常に夢を膨らませてやるとしたら、こんな楽しみなことないね。私も20年ほど若かったらチャレンジしたいぐらいですけどね。

一応そういうことで、ぜひ頑張ってほしいと思いますね。せっかくのいいモードに来ていますから。

じゃ、次に、最後、これ、国民健康保険の今度、これさらっと行きますからね。 今度、制度が変わるという。国が県のほうに徴収責任みたいな管理責任を移譲 して、県は何するんやといったら、いろいろ基準に基づいてそれぞれの市町に徴 収金というか、その割り当てで、それを県がもらって、それでまたその自治体の ほうに寄附すると。簡単に言やこういう制度に変わるということですね。

じゃ、ちょっと答弁お願いします。

- ○議長(川崎直文君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(野崎俊也君) それでは、平成30年度からの国保事業の広域化ということでご説明しますが。

この広域化につきましては、県と市町間と幾度となく協議を進めているわけで ございますが、大筋決まっていることとしまして、やはり国保事業の財政運営、 これについては県が責任主体となってやるということでございます。

したがいまして、今おっしゃいましたが、給付費、これ、今市町が支払っている給付費は全て県が負担してくれるということになります。

さらに、あと分賦金方式で市町が県にお支払いするわけなんですが、その前に 標準的な保険料率を示すようになっております。

また、国のほうも毎年3,400億円の財政支援をするということでございますので、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るということが言えるかなと思います。

ただし、市町においては資格管理、それから保険給付、保険税率の決定、賦課 徴収、保険事業等引き続き市町の事業として担うことになっております。

国保会計の影響でございますが、先ほど言いましたとおり、3,400億円ものお金を国は財政支援として準備するわけなんですが、そのうち約1,700億円ですが、これについては平成27年度から財政支援ということで、もう既に交付をしております。本町においてもこのおかげで約3,500万円ほど収入がふえております。

それから、先ほどの分賦金方式でございますが、これは分賦金というのは過去 3年の医療費の状況を見てされますので、急に医療費が上がったといった状態に おいても平均的な分賦金で徴収されますので、非常に国保会計としてはありがた いかなというふうに思っております。

ただ、分賦金も支払わなくてはいけませんし、そのほかの事業についても保険 税で見ている部分がございますので、こういうものを含めまして適正な税率改定 は必要であるかなというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) これ見ると、県もまだ全部正式に決まってませんから、あんまりはっきりしたことではありませんよというあったけれども、国の、特に安倍政権になると、一見もっともらしいことを言いながら、最初にあめやりながら、後でばっさり切るという、これはもう見え見えでわかりますね、これね。

国がもう面倒見るの嫌やから後で保険料の高騰した場合に県が責任あるんやから、それだけの要件として県とそれぞれの公共団体ですね、市町とよく話をした上でやってくださいよって平たく言えばそうなってまうんですよね。だから、そんなことはあり得ないんでね。ですから、ない袖は振れないということで、これどうするのかなと。

例えば、これ、一般財源、今から入っていますけれども、将来、今の消費税は上げんと、今度は福祉のお金なんてあるわけないわけですから、だからその辺来ると消費税上げないからそれぞれの国民負担をお願いしますという。特にもう行くと、今の後期高齢者でも相手の能力に応じてやっぱり3割は負担してくださいよって、これはもう全然決まっているわけですから、ですからこんなの見ると全然温かい福祉政策ではないですね。だから、一見、いきなりこうやると国民から批判を受けますから、最初にあめ玉をちょっとねぶらして、あとは強引にやってまおうという。

一つの例がこうですよ。市町村は都道府県が設定する標準的な収納率よりも高い収納率を上げれば標準保険料率よりも安い保険料率を設定することができるという。だから、永平寺町でやっぱり徴収できないのは5%ぐらいやから1,500万前後ぐらい、これは料じゃなくて税ですからね。それはなかなか理由があって急に生活困窮になるという。失業したり、あるいは体を壊すとか、さまざまな要因ありますけれども、この辺のことを今後かなりシビアに要求されるんかなというふうに思いますね。だから決して温かい国民生活ではないような仕組みが感じられますね。

だから、特に一般財源、もうあとしばらくすると一般財源化のあれはかなり強引に認めないという。地方交付税をカットするぞみたいな、多分脅かしをやるんじゃないかなと思いますね。

そういう部分でよく担当の所管としては県の当局者のとこ行って、永平寺の町

民がいればこそ福井県がいるわけですから、あるわけですからね。別に県庁があるから永平寺町民が住んでいるわけじゃないわけですから、そこはもう公平な堂々とした立場で主張するものは主張する、そして決まったことはちゃんと守ると、そういうふうな透明性の明るい、町民が安心できるようなこの福祉政策をぜひお願いしたいと思いますね。

じゃ、最後に課長から、一回その辺の心積もりを。

- ○議長(川崎直文君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(野﨑俊也君) 仰せのとおり、平成30年度に向けて広域化の調整を今検討しているところでございますが、なかなか明確にまだお示しできない部分がございます。

町としましても、やはり町に不利になるようなことは極力避けていかなくては いけないと思っておりますし、そういうところでは県のほうに要望を強くしなく てはいけないと思っております。

また、税の確保につきましては、やはり例えばリストラであったり、失業者の保険税につきましては、そういった軽減をするような制度もございますし、もしどうしても払えないということであれば窓口において税の相談を受けて、分納という形でやはり税の公平性からいえば納めてもらわなくちゃいけないということがございますから、そういうふうな対応をこれもしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) これは町民ですから、本当に安定しているときもあれば、不安定で困っているときもあるわけですから、やっぱり愛がある永平寺町としては真に困っている人は助けあげればいい。ただし、負担能力、応分能力があるのに納めないという人は、これは答弁求めませんから、これは徹底的に厳しくやるということをお願いして、私の質問を終わります。
- ○議長(川崎直文君) 暫時休憩いたします。

(午後 2時 分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、3番、長谷川君の質問を許します。

3番、長谷川君。

○3番(長谷川治人君) 3番の長谷川治人でございます。よろしくお願いいたします。

私は、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

さきの議会と語ろう会で感じたことの一端ですが、お聞きをさせていただきます。

今回、4班制のうちの中で私は2班でございました。1日目は藤巻の集落センターで、これは参加者が5名、それから2日目は春日3丁目ふれあい会館、これ23名の参加者がありました。3日目は志比公民館で5名の参加者。この志比地区では、ちょうどこの日は集落の会合で少数、5名ということでした。それから藤巻の集落センターでは、その日は隣の集落でお通夜があって参加は少ないとお聞きはしておりました。そういったところですが、参加者少数の集落もありましたけれども、語ろう会に関して特に熱心な方々のご参加をいただいたと思っております。

私は、複数のご意見の中から一部取り上げて、ちょっと感じたところをお聞き したいと思います。

そこでまず、1日目の藤巻集落センターでは、まず単に企業誘致と言ってるだけの町ではなく、出かけていく、トップセールスに行くことが重要ではないかと。それから、昔あった商店街が寂れ、今の商店街はお粗末な状況。商店街の活性化の方策はないのか。町は商工会とタイアップしてリーダーシップをとって強力に活性化を進められないか。それから、永平寺町は大本山永平寺、勝山には恐竜博物館、大野には天空の城、大野城があり、恐竜博物館には100万人が訪れる。この3市町が広域連携して強力に誘客はできないのかといったご意見。

それからまた、2日目の春日3丁目ふれあい会館では、これは子育て世代で福井市から転入してこられた人のご意見なんですが、子どもの医療費や給食費について手厚くて、子育てにはいいと思っている。福井市では、1番目の子のときお祝い金をもらった。永平寺町に転居後、第2子、第3子が生まれたが祝い金はなかった。本町でもこれがあるといいと思う。次に、給食費の無償化など、福井市の友人が知らないということではPRが不足ではないかと。それから、田舎で暮らしたい若い人もいるが、就業が大事。起業しやすい環境づくり、起業資金助成とか、3年間、5年間とバックアップ制度、固定資産の優遇制度はあるのかといったご意見などがありました。

それからまた、3日目の志比公民館では、永平寺町では今、空き家がどこに何 軒あるのか、そういった資料はあるのかというお話。それから、小中学校の数は 減らさない方向なのかといった質問を受けております。

こういったQ&Aの全体については議会のホームページで閲覧できますので、ここでは詳細は省きますけれども、まず質問でございますが、今言いました藤巻集落でのトップセールス、それからリーダーシップ、また3市町の広域連携の話とか、春日3丁目での出生のお祝い金にしても、起業者の優遇制度等々、こういった情報発信については逐一小まめに実施されていると思います。町長以下、行政側としては、区長会、それから各種団体、それからすまいるミーティングですか、等々、また各種チラシの配布、ケーブルテレビでも隅々まで懇切丁寧に、一生懸命汗をかいていると、そういうふうに私どもは思っております。

しかし、町民には、もちろん一部の人たちとは思いますが、届いていない。理解されていない。聞く側の受け方によるものとも思いますけれども、今回、議会と語ろう会の参加されている方、特に行政に関しては熱心な方々ばかりだと思っておりますけれども、そういった中でも情報が届いていない。給食費の無償化のPR不足の話、それから空き家の資料とか小中学校の統廃合の件、こういったことが知らされていないというのが不思議でさえ思います。どこに問題があるか、いま一度、発信の仕方とかよい方法はないものかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 給食無償化、住まいる定住応援事業助成金等につきましては、パンフレットを作成しまして、金融機関、住宅建設会社、駅などに備えていただいております。また、町の広報紙、それに住宅専門の月刊誌、ホームページ、テレビのCMなどでもPRをさせていただいておりました。さらに、今年度はえちぜん鉄道の車内広告、それと福井新聞の月刊誌にも掲載をする予定でございますので、今後ともいろいろ手を変え、いろいろPRを考えていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 本当に長谷川議員のおっしゃるとおりだと思っております。今、永平寺町でもいろいろな媒体、広報紙でもいろいろな媒体を使ってやっています。私、すまいるミーティングに行って最近絶対聞くのが、「皆さん、広報

紙読まれてる方います? 正直に手を挙げてください」って言いますと、10% ぐらいの方しか手を挙げてくれないという、それも、結構この世代は読んでくれているかなという世代の皆さんに対してやりますとなかなか挙げてくれないという現実があります。

広報担当のほうもしっかり、見やすくて、字もなるべく大きくして、そういったのも伝えている努力もしています。今回、また新しく広報担当のほうから、広報紙の抜粋をちょっと大きく伸ばして、駅とか銀行とか商工会とかいろいろな団体にお願いして張らせていただいて、その下に広報紙を置いて「ご自由におとりください」とかというのも今企画してやらせてほしいということで、すぐやってくれというふうな話もしていますし、助成金につきましても、今回の広報紙に町の助成金一覧、全てではありませんけど、ちょっと抜粋したものをこうやって一枚折りにしてどっかに張っといていただければ何か役に立つかなという取り組みも行わせていただきましたし、いろいろ今、フェイスブック、ホームページ、ケーブルテレビ、また冊子とか使いながらやってます。

もう一つ、議会と語ろう会でこういったお話が出たときには、議員さんからもこの情報発信を、「今、それはこういうふうな話になってますよ」とか「こういうふうな制度がありますよ」とかという発信もあわせてしていただけますと、より住民の皆さんは関心を持っていただいてつながっていくかなとも思っておりますので、またいろいろご指導いただきますよう、よろしくお願いします。

- ○議長(川崎直文君) 3番、長谷川君。
- ○3番(長谷川治人君) 確かに、先ほど同僚議員と、きのう6号のをいただきまして、「さあ、これどれだけ見てるんかな」というふうな話ね。町長言われたように、10%程度がどうのこうのってね。確かに、聞く側の受け方にもいろいろあると思いますんで、なかなか難しいことではあると思います。

今も言いましたように、今回6号の広報永平寺、これ見ました。それから特集やら、それから保存版という、詳細に紹介されております。言われるとおりでございます。行政としては、一つ一つ丁寧に一生懸命されておられると。私ども理解できます。そういった努力しかないのかなと、こういうふうに私も思います。今後ともよろしくお願いいたしたいなと、こういうふうに思います。

次に、1日目の藤巻集落センターでの苦情になるんですが、申しわけないですけれども、ある方ですが、この人は65歳を出た人だと思います。これ、上坂議員さんが2番目の介護保険制度の変更というふうな、この話が出てますけど、こ

の介護保険の扱いが変わったと、それでこの保険料支払いがどう変わるのかというふうな話で、将来、介護保険利用の場合、程度に応じてどのような利用ができるのかと聞かれました。そうしたところが、役場のほうでは、職員さんのほうでは紋切り型の規則説明でなく、聞く側に立ったわかりやすい説明をしてほしかったと強い言葉でそういうふうに言われてますんで。

ただ、このお一人の言葉が一事が万事ということになってしまいますんで、納税者への説明ということですか、丁寧にわかりやすくお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) まずは申しわけございませんでしたということでございますが、介護保険の1号被保険者の方、近年は毎年300人近く65歳になられると、今後も数年そういったレベルが続いてきます。実質は、医療保険と一緒に引かれたものが、新しく介護保険として永平寺町から納付書をお出しするというふうに変わってくるんですが、なかなかご理解いただけない面もございます。そういったご意見、当然多くいただくことになると思います。

福祉保健課といたしましては、介護保険のみならずいろんな制度がございます ので、説明に当たっては丁寧な態度で臨んでいきたいというふうに思っておりま す。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 3番、長谷川君。
- ○3番(長谷川治人君) そういうことだと思います。

たまたま今、介護保険の話のことで私申し上げておりますけれども、先ほども申しましたように、一言が、一つのことが役場の職員全員にかかわってきてしまいますので、そこらあたりが私ちょっと言いたかっただけなんで。職員さん一生懸命頑張っておられますし、ただ、人によっては、その日によっては調子の悪いときもあるし、でも仕事はチーム総合力だと思いますんで、ひとつよろしくお願いしたいなと、こういうふうに思います。

次に、3日目の志比公民館での話なんですが、松岡地区――この人、志比堺の人やね――から来られた熱心な方なんですわ。特に強く次のようなご意見をしておりましたんで、私、特にお聞きしたいなと思いましてお願いしたいと思います。話は、阪神大震災、東日本大震災、熊本震災で多くの被災者、それから避難者

が発生しました。阪神大震災、この人は体験をしてるんやね。阪神大震災体験者

として感じることは、こうした状況下では大型車は通れず、小型車それから中型車が役に立つ。災害時の輸送力として中型車の確保策を講じておく必要を感じた。 避難者への生活物資を運ぶ災害時の輸送インフラ対策について町はどう考えているかというご意見でした。

議会としてはある程度回答させていただいておりますけれども、行政の見解を お願いしたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 総務課長。
- ○総務課長(山下 誠君) 大規模災害に備えるため、本町では、ご存じのとおり、 災害時における応援協定の締結を19カ所と実際行ってございます。中でも町内 の建設業界とも締結しており、災害時における公共施設の応急対策に関する協定、 これらに基づき、緊急車両の通行の確保を行うこととなってございます。

また、道路の寸断により災害復旧に時間を要する場合には、やはり自衛隊等の 出動要請も検討することになってございます。特に道路の狭隘な部分が通れるよ うな車両の確保というようなことも今後十分に検討をさせていただきたいと思っ ております。

- ○議長(川崎直文君) 3番、長谷川君。
- ○3番(長谷川治人君) きょうは、ご意見されましたお方も直接、今、生で聞いて おられると思いますんで、僕はこういうことを一言申し上げさせていただきたい と思います。

これで終わります。ありがとうございました。

- ○議長(川崎直文君) 次に、14番、中村君の質問を許します。 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) この時間になりますと大変疲れて、行政の方も、私も疲れておりますが、頑張って質問しようと思います。

といいますのは、やはりきのうも町長さんと教育長さんに来ていただいたんですけれども、御陵地区の体育祭がございまして、そこで活躍と言うとおかしいんですけれども、10年ほど前は人生リレーとか、この走るほう、そういったものは地区の固定メンバーになっていったんですけれども、最近、バツゲーム的な、いっぱい詰めましょうとか、ゲートインとか玉入れ、3種目そういったことでそれらに参加させていただき、地域の皆さんと会話させていただきましてコミュニケーションがしっかりとれたなということで、その思い出を抱いて、ひとつしっかりと質問させていただきたいと思いますんで、どうぞよろしくお願いいたしま

す。

それと、先ほど長谷川議員のほうから質問がありましたところ、広報紙掲載の 町の助成金のほう、速やかにそういうふうにして啓蒙していただいたということ で、これも語ろう会で谷口区の区長さんのほうからそういった話で、初めてのこ とでどういった助成金の内容になっているんやろうか、手続はどんなんやろうか と、そういうふうな質問があったんですわ。それで速やかな対応をしていただい たこと、ありがたく思っております。

その方がいかにそういったことを、ただ「ああ、そうか」と思ってこの紙を見るだけでなしに、そういったものをまた次の人に、区長さんに伝えるとかそういったことが一番大事なんかなというふうに思っておるところでございます。また聞いておられたら、ひとつそういうふうにしていただきたいと思いました。

それでは、私のほうから今回の質問に関しまして、地域振興支援に向けてと、 また2点目については松岡公園近隣の環境整備もということで、この2点を質問 させていただきますんで、ひとつよろしくお願いいたします。

地方は人口減少の時代を迎え、交流・定住人口をふやす施策が求められております。この施策対応として、地域で元気に活動する方への支援や、住みよい安全なまちづくりへの取り組みを町民と町政が一緒になって進めることが大変重要なことかと思っておるところでございます。平成29年3月には中部縦貫自動車道の永平寺インターから上志比インター間、約5.3キロが開通するほか、29年には福井しあわせ元気国体プレ大会の開催、さらには翌年には73回の国民体育大会、福井しあわせ元気国体の本大会が、また平成32年には東京オリンピックが開催される予定となっております。

本年より、県は「ZEN(禅)」を統一ブランドに設定し、世界に発信する取り組みを進めている中、本町のインバウンド観光に対するハード面の取り組みを進め、ソフト面では、町の観光と地域の生活・防災情報を英語、中国語でも紹介できるARアプリや門前街エリアにWi一Fiを整備し、チーム永平寺町役場としての取り組みは大いに評価するところでございます。

しかし、まだ町民、地域おこしを目指す方々と行政が一体となって積極的に取り組んでいる感じではないとも見受けられますので、今後しっかりとした準備をして、より効果があらわれるように取り組むよう期待をしているので、この質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、先ほども述べたように、29年には中部縦貫道の開

通、またしあわせ元気国体のプレ大会、さらには翌年、第73回の国民体育大会、 しあわせ元気国体の本大会が、またオリンピックがと予定されている中、永平寺 町としてこの大きなイベントを迎えるに当たりまして、この開催されるときに、 年ごとでの町全体のにぎわい創出というんですか、一つ終わった、ことしはこう やった、プレ大会はこうであった、次は本番行くぞ、ここがちょっと足らなかっ たなというようなことやら、またこういったところが観光面ではこうやったとか 準備のほうはどうやったとか、いろいろな心配があろうかと思いますけれども、 夢はでっかくお持ちになった、そういったプランのお考えをひとつお聞きいたし たいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 国体推進課長。
- ○国体推進課長(家根孝二君) それではまず、私のほうからお答えさせていただき ます。

国体のプレ大会でありますが、3競技ともに全て全国大会を充てて開催することとしております。また、本国体の後には、引き続き全国障害者スポーツ大会が開催されます。これらの大会におきまして、選手、監督を初め全国各地からたくさんの方々が本町に訪れることになりますので、永平寺町の魅力を全国に発信できる絶好の機会であり、今後、商工観光課等と連携を図り情報発信に努めていきたいと思っております。

また、最近になりまして、「花をいっぱい育てて町を美しくしたい」とか、あと「ボランティアとしてお手伝いをしたい」といった声をよく耳にするようになりました。私にとりましてはとても励みになり、とてもうれしく感じているところであります。

この皆さんの声を裏切らないよう、これから展開していきます花いっぱい運動、 そしてボランティア活動などを通して町民一丸となって大会を盛り上げていきた いと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) 国体を契機に本町へお越しになられるお客様や福井 県内にお越しになるお客様に対して永平寺町をアピールするには、この上もない チャンスと認識しております。来年の福井しあわせ元気国体プレ大会を初め本大 会の競技会場で永平寺町内の物産品の紹介、販売はもちろんのこと、大本山永平 寺を初め町内観光スポットのご案内などとSNSなどを活用し、全国各地への情 報発信に努めてまいりたいと考えております。

今年3月にオープンしました道の駅では、そこでしか買い求めできない町内のスイートコーンを活用した新たな商品が生まれており、永平寺町の特産品として生まれかかっております。このような新たな商品の開発など、事業者の皆さんの積極的な取り組みを行政も側面的に支援し国体につないでいきたいと考えております。多くの皆さんに永平寺町のさまざまな情報を発信することにより、町の活性化、町内産品の販売増加や、再び永平寺町へお越しいただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) 国体等々に向けてのそういったイメージ、また国体推進 課長からは、今現在、町民の方からの声が、花いっぱい運動とかそういった期待 感、また協力とかそういったお声があるということ、これはすばらしいことだと 思いますんで、またそれを拡大するようにひとつ頑張っていただきたいというふ うに思います。

また、商工観光課長の情報発信、これはいつも聞いてあれですけれども、それ に答えが出せるようにしっかりと取り組んでいただきたいかなというふうに思っ ているところでございます。

次、2問目の質問をさせていただきます。

そういった地域おこし、永平寺町では地域おこしについて、地域で元気に活動する方々がおられます。行政だけでなしに、また我々だけでなしに地域の方々があってこそそういった地域おこしができるのかというふうに思っているところでございますが、地域で元気に活動する方々への期待は大きいと思いますが、現在、どのような方々が地域おこしに対して夢を持ち、努力し、活動されているのか、町が把握されている方々、団体というんか、そういった方々をちょっと教えていただきたいなと。

- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) 町内の自然や環境、風土など、いろいろな地域資源 からもたらされるものを大切にし、誇りを持ってさまざまな方々が地域おこしに 活躍されております。

名称は控えさせていただきますが、例えば水がもたらすものとしてレンゲ米、 アユ、サクラマス、アラレガコなど、自然環境では葉っぱずし、ピクニックコー ン、タマネギ、ニンニク、地場野菜などで、風土では精進料理、ゴマ豆腐、そば など、このほか木工品、染め物などさまざまな分野で、個人もしくは団体で地道 に活動されている方々がおられます。

このほか、吉田郡農業協同組合、町商工会、観光物産協会、中部漁業協同組合の皆さんもそれぞれの立場で地域おこしの活動をされております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) 私のほうからは、まちづくり、また地域振興関連の 活動団体について説明させていただきます。

地域の活性化の発展のため、また地域における課題等について連絡調整し、地 区住民の生活、福祉の向上に資することを目的とした振興連絡協議会が現在、永 平寺町内に4団体設立されております。御陵地区、吉野地区、志比北地区、上志 比地区がされており、各種の事業を行っております。その各協議会を見ますと、 会員構成、また会員数は、地域の実情に合わせ独自の組織体制になっているかと 思います。

また、活動内容を見ると、地域の特徴を生かしたイベント、また研修会、また地区公民館やほかの団体と連携しての公民館まつりの実施とか、また体育祭等を行っており、多くの地域住民が交流し、その地域の活性化につながっているものと考えております。

この地区振興会に対しては、町より1団体、年間8万円ですが、助成金という ことで活動費を助成しております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) 総合政策課からお答えさせていただきます。

平成26年度に発足し、現在16回の会議を開催しております永平寺町未来会議というものがございます。会員には町民の方はどなたでもなれまして、魅力あるまちをつくるための意見や発想を町政に提案することを目的としております。

また、平成28年、今年度からでございますが、さらに発展させ、一人一人が テーマを持ち寄り、テーマに関心のある会員同士が自主的に集まり事業をして、 その結果を全体会議に発表するという体制に変えさせていただきました。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) 先ほど生涯学習課長からは、4団体の振興会があって、

そういったいろいろな活動、支援をしていると。中でも8万円ぐらいの助成もして活発な活動をしているというようなことでございます。私のほうの御陵地区においてもその一団体に入っていると思いますけれども、地域の方が本当に汗かいて、それもまたこのような、より人が集まるように、また人に寄っていただくような、学生さんの勧誘とか大学生の勧誘とかそういったことの狙いを、またそれで地域おこしをどのようにしようかなというような懸命な努力をされている方がたくさんおられます。それとあわせまして、未来会議ですか、そういったことで一生懸命そのように取り組んでおられる方がたくさんおられるということでありました。

また、商工観光課長のほうからは、いろいろな産物、中でも今お聞きしたのは アラレガコというふうなものも、漁業組合が主になるんか、何が主になるんか、 これはちょっとわかりませんけどね。サクラマスは大体地に足がついたというよ うな感じでいますが、アラレガコはこれからだなというふうな感じで思っておる ところでございます。

このような、大変永平寺町が大好きなんだと夢を抱いて多くの方々が地域おこしの協力者としてボランティア的な存在で日々努力をしていると思われますが、それぞれの方々への献身的な努力に対しまして、町政は、やはり絶大なるサポーターとして一体感を保ち、精いっぱいの努力をしなければならないと思いますが、こういったことで、先ほどちらっとお聞きしましたけれども、より、今後こういうふうなことを目的に、足らないというんではないですよ。今やっておられることが、支援をされていることが足らないということではないですが、また他町の視察へ行ってこういうふうなこと、足らない部分というんですか、研修、のぞいてくるとか、そういったことでちょっとこういうふうなサポートがあるとか、この手段を、今度、活躍されている方にまたお教えするというんですかね。活動されている方は目先のことしかわかりませんので、ほかでこのことをどのようにやってるかというのはなかなかわからないと思いますんで、そういったことはやはり行政がしっかり視察をしてきて、いろんな発展につながることを指導していただいたらなというふうに思っているところでございますが、そういった認識はどうでしょうかね。

- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) 確かに先ほど申し上げました皆さん方には、地道に、 かつ着実に活動されていらっしゃいまして、頭が下がる思いでございます。町と

しましては、皆さんのエネルギーを大きなものに、さらに大きなものにしていく ために、情報発信といいますか、そういうものに力を入れて、物産品のPR、浸 透に努めているところでございます。

現在、ご存じのように、ブランド戦略推進委員会を組織しておりまして、事業者の皆さん、生産者の皆さんから、また商工会、観光物産協会、九頭竜川中部漁協さんなども交えながら、いろんなところで協議し、情報発信に努めているところでございます。

最近では、金沢駅の金沢情報センターの観光PRコーナーの一部を行政として借り上げ、事業者、生産者の皆さんが直接商品等のアピールを兼ねた物産展を行いました。行政は、この会場の設営など、裏方に徹しさせていただき出展された方々を支援し、PRに努めさせていただきました。出展された皆さんも、直接お客様とのやりとりなど、商品のPRやお客様の動向などを感じることで大変有意義だったというご意見もいただいております。また、アンケートのほうも、こういうふうな取り組みもやってほしいというふうなものもいただいております。

今年度も、7月の初めに赤坂アークヒルズでマルシェを計画しております。これからも、行政からではなく、事業者や生産者の皆さんから意欲やご要望を受けたもので情報発信の舞台づくりなど、行政が側面的に支援を行うことで官民が一体となった事業推進を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(山田孝明君) 教育委員会としましては、今年度の社会教育方針、 また社会教育活動方針というものをいたしておりまして、公民館は地域の生涯学 習の拠点施設でもあり、またなおかつ地域活動の拠点でもあるというふうな形で 明記させていただいております。

実は、5月の半ばごろには社会教育委員会、また先週金曜日には7つの公民館長会議を行いました。その場においても、公民館の果たす役割というか目標というところで生涯学習の推進ということはもちろんのこと、あわせて地域との連携とか支援とか、そういったことについても活動の一環として進めてほしいというふうなことで申し合わせをしたところでございます。

また、先ほど言いましたとおり、4つの地域が振興連絡協議会を立ち上げなが ら独自の取り組みをされています。敬意を表するものですが、そういったもの、 またそれに準じたものが設立されてないところ、また設立されようとしていると ころ、そういったところに対しては、やはり町としても何らかの支援、またお力をおかしできるような体制も今後とっていくことによって各地域の課題の掘り起こしとか、また地域の将来のビジョン、計画、そういったものについてみんなの力が出し合えるような場ができるかと思いますので、そういった点で協力、また対応していきたいと思います。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) 今、生涯学習課長がおっしゃったように、強いリーダーシップ、これがやっぱり行政に、事業者って言えばいいんですかね、町民がそういった求めるのは強いリーダーシップ、そういったことを常々発信して、やはり事務的支援というんですかね、助成をしろということではないんですけれども、助成があればなおいいんですけれども、それでなしに、何でも行政が聞いてくれる、また応えてくれる、指導してくれる、これが行政の手腕じゃなかろうかというふうに思っているところでございます。

また、先ほど商工観光課長のほうからアラレガコという点がありました。これにつきましても、まち・ひと・しごとの地方創生、地域おこしに携わっている方々は永平寺町民だけではないんですね。例えば県立大学の海洋生物資源学部の教授とか、そういった若狭の海洋科学科の学生さんとか、こういった方々が14年ほど前から、2012年度から九頭竜川のアラレガコ復活を目指して、食する文化、天然物や生育環境の保全につなげる研究を始めて、ようやく現在、年間約1,000匹の成魚が育ったというような成功例を聞いております。

やはり昔は九頭竜川にはアラレガコ、天然物がおりました。私らもちょっと覚えがあるんですけれども、やはりそういった両方、また川も変わったとか何やかんやと言いますけれども、思いはあるんですけれども、やはり一番はそういった漁をしなくなったと。漁をすれば必ずいるんだとは思うんですけれども、それすらできなくなった。まずそういった食文化がなくなった、それから漁をしなくなった、そういったことの関連から、幻の魚アラレガコというふうな、地域では、この永平寺町でも言われておりますが、これをやはり、先ほどもブランド化、ブランドとは何ぞやというようなことがありましたけれども、私は、ブランドというのは皆さんの心に抱いている昔からの伝承、伝統、そういったものが個々のブランドだと。それを地域おこし、まちおこしにつなげようというようにして、今はそれが、何ですか、行政の方はもちろん一生懸命になってるし、地域の皆さん

も一生懸命になって昔のいい、そういった伝統を守り抜こうと、継ごうと、受け継いで伝承していこうというふうに一生懸命取り組んでおられる方がいっぱいたくさんおられると思います。

こういったブランド化に向けて、食生活のまたブランド化に向けて、町として どのように今後、支援というんではないですけれども、そういった方向性ですか、 出せたらいいなというふうなイメージはどんなイメージが持たれているのかをお 聞きします。

- ○議長(川崎直文君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、先月の5月10日の新聞で「アラレガコの食 復活へ」と題しまして記事が掲載されておりましたが、九頭竜川のアラレガコ復活を目指す第一歩といたしまして、本年1月に九頭竜川中部漁協によりまして、伝統漁法であるエバ漁によるアラレガコ漁が復活をいたしました。また、食文化の復活に向けまして、伝統料理でありますアラレガコの甘露煮や空揚げ等の販売も始めているとのことでございます。

そうした中で、町といたしましても、昨年、アラレガコの復活に向けまして、 県立大学の先生のご提案もあったんですけれども、学校関係者と協力をしてアラ レガコをまず学校給食で食べさせることができないかと試行錯誤しながら試食会 や検討会を行ってまいりました。大変このアラレガコは見た目は悪いですが、味 も淡泊で癖もにおいもないために、調理の方法では、丸ごと食べることができる ことから甘露煮か空揚げではどうかと関係者で何度か検討させていただきまし た。

しかしながら、学校給食では短時間に調理することが必須ということで、アラレガコの調理には素人では時間がかかり過ぎるということもございまして、学校給食では対応できないこととなりました。しかしながら、私もこのときちょっと試食だけさせていただいたんですけれども、大変おいしかったです。

また、志比小学校には、昨年ですけれども、学校の理科室でアラレガコなどの 水に生きる魚を水槽にて飼育をしております。昨年、授業で九頭竜川の生態系の 学習を行い、アラレガコについても県立大学の先生がお話をされ、子どもたちに アラレガコのことについて学習をしていただきました。

また、このアラレガコについてでございますが、知らない町民の方が多数おられることもありまして、永平寺町の食文化に関する条例、通称「いただきます カ

ンパイ条例」の施行に伴いまして、広報永平寺3月号で「永平寺町の天然記念物」 と題しましてアラレガコについて記事を掲載して周知をさせていただきました。 また、アラレガコの魅力を皆さんに知っていただきたいと思っておりまして、食 文化の復活に向けまして、今後も町内外に向けて情報発信をしてまいりたいと考 えております。

また、アラレガコのブランド化に向けては、県立大学、そして中部漁協、関係者と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にもご支援、 ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(川上昇司君) 情報発信といいますか、ソフト面からで、先ほど来からも情報発信ということで商工観光課としては進めていきたいというふうにご答弁をさせていただいておりますが、確かにこれまでも守られてきた食文化、伝統文化を維持、育てていくことは大変大切なことだと認識しております。今ほど農林課長のほうからご答弁させていただきましたように、町の広報紙におきましては永平寺町の食と文化のコーナーを設けるなど、食文化の再認識を目的に情報発信をさせていただくとともに、町民の皆様とともに情報の共有ということも狙って努めております。

また、議員もご存じのように、町内にはさまざまなすぐれたものがありますので、これを町内外へ知らしめるということで、商工観光課としては、観光物産協会、商工会などと連携しながら努めてまいりたいと思います。こういうことが、ひいては福井国体や東京オリンピックまで波及していくものと認識しておりますので、随時進めてまいりたいと認識しております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) ありがとうございます。

学校給食でアラレガコをというのは、これはちょっと難しいかなと。空揚げでもというようにも思いますけど、冷めたら風味も消えてしまうんかなとも思いますけれども、心配です。だからちょっと無理かなとは思いますけれども、そういったお考え、発想、そういったものが一番大事かなというふうに思っておりますんで、ひとつまたいろいろな工夫を凝らして、また食事されるように、子どもさんにもできるだけお願いしたいなと思います。

それと、今、水槽で飼育とかというのもお聞きしたんで、これは町長に聞こう かなとも思ったんですけれども、町長にお聞きします。

町長も九頭竜川で子どものころから、夏休みになると一日中そこにいて、いろいろな魚を捕まえながら遊んだというふうな思い出があると思います。私もそうなんですけれども、やはりそういったものを知らない町民の方が子どもさんも含めておられると。だからそういったもの、ここだよって簡単に見れるものなんですけれども、そうやって知って、町でそういうふうなこともやってるんだよと。サクラマスもそう、アユもそう、フナでもそうですけれども、そういった魚がここの九頭竜川にいるんだよ、生息してると身近で見られるような、今度新築される旧織物会館、そこにも掲示できるような、またできたら、永平寺の本庁舎にもちょっと簡単な水槽を設けてしていただいたら親近感が出てくるんかなというふうに、町のマスコットという意味ではないですけれども、そういったことは簡単にできるとは思うんですけれども、なかなか抵抗があるかもしれませんけど、ひとつその心意気を。

- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 私もいろいろな小学校を、この前も志比南小学校を訪問したときに何か稚魚を飼育していたとか、また鳴鹿大堰の資料館でも、魚がいるとずっとのぞいて、いいな、いいなと思ってて、そういったのを設置したいなと思いますが、これについては管理とかいろいろありますんで、1回、関係課の皆さんとちょっとお話しさせていただきまして検討させていただきたいと思います。

そして、織物会館のほうではそういう生き物ではなしに、ちょっといろいろな 展示とか川の紹介とかもしっかりとさせていただこうと思いますので、またご指 導よろしくお願いします。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) この件について最後の質問になりますけれども、やはり 九頭竜川を代表する魚の一つのアラレガコ、こういった食文化の復活の兆しが見 える中、幻のそういった魚で終わらせないように、町長としてまちおこしの一つ として捉えていただける、町長の強い心意気をひとつお願いしたいと思います。
- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) アラレガコを初め、サクラマス、アユ、いろいろな川のこう いった魚、またそれにつながる食文化というものがあります。葉っぱずしにしま しても、アラレガコにしましても、この流域ですか、ここは天然記念物にも指定

もされてますし、やはりこういったことをまず町民の皆さんと共有して、私たちのまちはこういった伝統ある食であったり生き物がいるんだということをしっかりしていきたいなと思いますのと。

今、ブランドのほうで、禅とかいろいろな形でこの永平寺町のブランド発信をしています。いつもお話ししてますように、まず観光客が80万人、100万人、120万人来るのが目標ではなく、それは一プロセスであって、本当の目標は、観光客が来ることによってのブランドの高まりであったり、また皆さんと一緒にこのブランドについて考えて、町内の事業者さん、また農家の皆さんが、このブランドがあることに対して付加価値がついたり営業しやすい環境があったり、このブランドを利用した企業が永平寺町で商売をしてみたいとか、そういったふうに結びつけるのが最終目標であると私は思っておりますので、またしっかりとこのブランド化を進めていきたいと思っております。

ただ、これを進めるに当たりましては、地元で活躍されてます企業の皆さんの 努力も必要になってくると思いますので、そういった方々が報われる環境づくり に取り組んでいきたいと思いますので、またよろしくお願いします。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) ありがとうございました。

勘違いされるのは、アラレガコが天然記念物だから食にできないとかそういったことでなしに、皆さんも腹に入れていただきたいんですけど、覚えていただきたいんですけど、アラレガコ生息地の天然記念物の流域が九頭竜川中部漁業協同組合の管轄だと、そういったことで含めてもらえば、お酌み取りいただければと思います。ありがとうございました。

じゃ、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目につきましては、松岡公園近隣の環境整備もということでございますが、 思い起こせば、私が中学生のころから、もうこれで約50年が経過しているわけ ですが、景観が変わってない箇所があります。自然な環境が変わらないのは大変 よいことだと思いますが、防災上の安全面とか町の指定もされている箇所だと把 握しておりますんで、ひとつお考えになっていただきたいなというふうに思って いるところがございます。

その場所的には、春日3丁目の柴神社、通称「お春日さん」から清川建設株式 会社前までの中学校寄りの、公園寄りの側の、何ですかね、県道左側の道路沿い でございます。行政としては、防災上の認識をちょっとひとつ、今現在、どのよ うにあそこを思っておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 建設課長。
- ○建設課長(平林竜一君) 今お尋ねの一般県道稲津松岡線の東側ののり面につきましては、急傾斜地の土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンに指定されているところでございまして、過去に斜面の崩落等により復旧工事を行った箇所もございます。人家とか県道等、保全すべき施設もございますが、町としましては、大雨警報発令時等の降雨の状況によって、県道に落石とか土砂流出等の異常がないか、特に注意しながらパトロールを行っているところでございます。

今後も防災意識を持って、日常のパトロールのときから、こういった町内の危 険箇所を把握しながら注視していきたいというふうに考えております。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) ありがとうございます。

急傾斜地のレッドゾーンということで、大変危険な箇所に指定されている箇所 でございます。今の状況はというと、今の状況がそういった状況で、それ以上ひ どくもなってないということで受けとめればよろしいんでしょうか。

済いません、質問がちょっと悪かったね。言うと、そのレッドゾーン地帯に指定されたときから経過してみて、今現在、どのような状況が保たれているのかということ。

- ○議長(川崎直文君) 建設課長。
- ○建設課長(平林竜一君) 平成23年度ぐらいからこういった土砂災害の警戒区域、 レッドゾーンの区域指定というのを順次進めているわけですけれども、そういっ た中で、近年では、特にあの箇所で土砂災害が起きているというような状況では ございません。
- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) しかし、近隣の住民、また中学校は指定避難場所にもなっているというようなこと、いろいろなことから広域的に見て、やはりそういったところを放っておくのではちょっといかんなというふうに思っているところでございます。かといって、余り手を加えるとなお一層それが悪化して、今の現状を保てなくなる。それ以上、よくありますわね、山をなぶると何かが、神が怒るとかでそういった二次災害が物すごく、そういうふうな思ってもいないような災害が発生するというふうなこともありますんで、なかなか手は加えられないところもあろうかと思います。

しかし、私が言いたいのは、今、松岡公園の改修整備工事が行われておりますわね。そういったことで、大規模自然災害や豪雨災害警報時になると、近隣の方々はもちろん本当に心配されているというふうなことも、大変案じられているというふうなことも聞いております。また、この公園改修工事と合わせまして、また国体に合わせた中学校の武道館の工事が今から施工されるというようなこと、またその工事に附帯する清水区の近隣整備、そういったところも整備される考えがあると思いますんで、それらも含め、あそこの一帯をそういうふうな感じに捉えられないかなと。こういうときを逃したら、いつ手を加えるんだというふうにも思っているところでございます。

ですから、そういったことも、こういったことも、やはり予算はかかります。 経費はかかります。しかし、いつするんだということは、常々レッドゾーンに指 定されてからは行政は思ってると私は思いますので、そこら辺をいかに町民の声 をお聞きして、吸って、町の防災体制の安全を保つんだと、それが急務だという ような危機感を感じて捉えられて、ちょっとでなしに、いつも平常心でなしに、 緊急な立場でそれを捉えていただきたいと、平常なときでも捉えておいていただ きたい。まして、今このように工事がされるんであれば、そこに含められるんで あればなお幸いですけど、いいですけれども、地域の方々におかれましては本当 に喜ばれることだとは思いますけれども。

これ私、地域の方から何かこうやって一般質問をしてくれと言われたわけでも何でもないんです。それはないです。ただ、今、自分はそういうふうなことを思いまして、常々思ってはいたんです。私のほうは防災のことばっかりあんまり質問するとあれだなということで、ちょっと目線を変えてこういうふうな話をして質問させていただいているところですんで、ひとつよろしくお願いします。

- ○議長(川崎直文君) 建設課長。
- ○建設課長(平林竜一君) 今、松岡公園につきましては、自然に親しむ憩いの空間整備ということを目的に整備を進めているわけです。風致公園ということもありまして、防災を目的とした整備というのはちょっと目的が異なりますので、松岡公園の関連として整備するというのは非常に難しいというか、困難でございますけれども、松岡公園整備の中で、従来、清水区のほうから春日のほうへ抜ける道が、今までは通り抜けができなかったものが通り抜けることができるようになります。万が一、今の県道が何らかの形で通行どめとか支障を来した場合には、新たな避難ルートみたいな形で確保できるのかなというふうに思っておりますし、

当然その発生する災害の状況を見て避難していただくのが第一なんですけれども。

また、県道から清水区へ上がる町道につきましても、今、道路の側溝の損傷が 激しいとかそういった状況もありますので、今後、道路拡幅ということも視野に 入れながら道路改良を計画していきたいというふうに考えております。

これらによって、災害時の避難ルートの確保ですとか緊急車両の通行確保など、 安全性の向上につなげていきたいなというふうに考えております。

- ○議長(川崎直文君) 副町長。
- ○副町長(平野信二君) 今議員ご指摘の清川建設の前のほうの県道の上ののり面でございますが、その部分についてはレッドゾーンということもございます。ただ、十数年前ですか、土砂崩れのときにそのちょっとした、北側ですか、家が、その上流を言ってるんだろうと思うんですが、その部分につきましては、今ちょうど松岡公園の公園整備の地権者とのり面の地権者はおんなじでございます。そんなところも、要するに、町としてお借りしている部分以外の部分がのり面でございますので、その辺につきましては、多分、その十数年前の事故から県土木と協議はしていると思います。ただ、その辺で、お話を伺いますと、県道の敷地部分と民有地の部分がちょっとかみ合わないというようなことも聞いておりますので、その辺も含めまして、県道部分も入れまして早急に何か対策といいますか、協議をしていきたいなと思っておりますので、また、北側の斜面のようにならないように、今後、早急に話をしていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) ありがとうございます。

いろいろな理由があろうかと思います。また地係の理由でね、そういったことで。しかし、そんなことを言うてる場合ではないようなことにならないように、そういったこともまず取り組んでいく方針で、方向で、やはりお考えをなさっていただきたいなというふうに思っております。

また、それから特に中学校寄り、あそこは、言うと、景観的にもうちょっときれいに、草とかああいうなのを。あんまりそういうなのを除くと、伐採でもするとなお崩れやすくなるとか、それは一遍専門家に聞いていただいて、特にきれいにしたほうがいいかな。草ぼうぼうとかああいうなのはちょっといかがなもんかなというふうに思いますんで、少し、情報だけでも一遍とっていただきたいかな

と。そういった整備をした場合はどういうふうなバッテンが来るんだというような、どういうところが弱くなるんだとかそういったことがね。あんまりなぶって強くなるんならいいけど、さわって弱くなる場合もありますんで、そういったこともありますんで、十分そういったことをお考えになって取り組んでいただきたいかなというふうに思っておるところでございます。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

○議長(川崎直文君) 暫時休憩いたします。

(午後 3時59分 休憩)

(午後 4時10分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、11番、齋藤君の質問を許します。

11番、齋藤君。

○11番(齋藤則男君) 2件の質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、町の福祉施策ということで、福祉はいろんなことで町民全体に関係がするということから、非常に興味も関心も持たれると。改めてそれぞれ、もうしておりますけど、町がこういう福祉施策をやってるんだ、こういうようなことをやってるんだということを改めてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

福祉の向上、福祉の増進、福祉のまち、社会福祉、地域福祉、福祉、福祉と、この文言はいつでもどこにでも使われております。広辞苑を調べてみますと、福祉とは、福祉の「祉」は幸いとの意味で、幸福、公的扶助やサービスによる生活の安定、充足と解釈をされております。また、ほかで調べてみますと、福祉とは、幸せや豊かさを意味する言葉であり、全ての市民、町民、つまり全ての住民が最低限の幸せと社会的援助を提供する理念を指すものであると定義をされています。

町の社会福祉協議会の機関誌「ほほえみ」の表紙が目につきました。平仮名で ふくしを、「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせと表示されておりました。私 は、まさにこのことが、ふだんの暮らしの幸せが本当の福祉のことではないかと 思っております。福祉は、生まれたばかりの乳幼児から高齢者までの全ての人々 のものであります。全ての人々がその恩恵を受けるべきものであると思います。 さて、町としては、これまで常にさまざまな福祉施策や事業を展開はされていますが、私は、まだ町民の皆さんには十分に伝わっていない、浸透されていないのではないかと思っております。何か一部の人だけのもののような気もいたしますが、どうなんでしょうか。

町では広報紙等で十分に広報はされていると思いますが、改めていま一度、この質問を通して、それぞれの福祉施策について、町民に対しわかりやすく説明をしていただきたく、お尋ねをいたします。それぞれ高齢者、身障者、母子、寡婦、父子、児童等、順を追ってお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、高齢者、特に老人福祉と言われる高齢者のための福祉施策の状況について、最初にお伺いいたします。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) それでは、高齢者福祉の各事業についてご説明を申 し上げます。

在宅福祉事業として予算的には計上されております。

1つ目に、認知症健診事業がございます。今年度は、66歳から3歳刻みの指定年齢対象者の方に30項目のチェックリストをお送りします。返信用封筒で回答をいただきまして、福祉保健課のほうでチェックをいたします。認知症の疑いというチェックが入った方には、医療機関での二次検診を勧奨いたします。今年度、約1,500人の方にチェックリストをお送りします。昨年度の実績でいきますと、124人の方に二次検診の勧奨をいたしました。17人の方が経過観察といった診断を受けております。

次に、配食サービス事業についてでございます。これは申請をいただきまして 決定するという流れがございまして、調理が困難であるおおむね65歳以上の単 身高齢者、それから高齢者のみの世帯に週3回の配食を行っております。見守り 事業も兼ねております。昨年度から全地区週3回になりました。約8,300食 の提供がございます。80名の方のご利用がございます。

それから、寝具洗濯サービス事業でございます。これも申請と決定がございます。おおむね65歳以上のひとり暮らし老人世帯または在宅で要介護者の介護をしておりまして寝具類の衛生管理が困難な方の寝具につきまして、年1回でございますが、クリーニングを行っております。27年度は165世帯の利用がございました。

次に、外出支援サービス事業でございます。これも申請と決定がございます。

要支援以上の認定者や身体障がい者1級、2級の方で一般の交通機関を利用することが困難な方の自宅と、それから介護サービス事業所であったり医療機関の間の送迎について助成いたします。例年140人の方が利用されております。27年度は406件申請がございました。

次に、軽度生活援助事業でございます。おおむね65歳以上の単身世帯、それから高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する高齢者の方、日常生活上、援助が必要な方に買い物などの家事援助を行っております。月の利用につきましては15人程度でございます。

それから、すこやか介護用品支給事業としまして、介護認定を受けた方や75 歳以上で支給が必要な方に紙おむつを支給しております。一月で250人の方の ご利用がございます。

次に、緊急時情報カード普及事業としまして、これは全世帯の対象事業です。 個人の利用情報などを記入しておいたカードをおうちに置いておきます。緊急搬送が必要な場合などに救急隊の方が、もしかするとご利用になるかなというような準備のものでございます。約2,700世帯に導入されております。配置率としますと45%でございます。

次に、地域ぐるみ屋根雪下ろし事業ということで、自力で屋根の除雪が困難であるような高齢者世帯の屋根雪除雪に補助しております。昨年度のご利用はございませんでした。

次に、在宅介護ほっとひといき支援事業でございます。介護者の慰労のために、デイサービスセンターでのお泊まり事業を実施している事業者の方に補助をしております。結局的には利用者の負担軽減を図っているということでございます。 町内4つのデイサービス事業者の方で実施しております。昨年度は55名の方のご利用がございました。

次に、ふれあいサロン事業でございますが、サロン事業というのはいろんな種類がございますが、地区集会所または老人センターにおいて健康観察、それから介護予防の体操を行っております。地区サロンとしましては66地区のサロンに経費補助を行っております。

次に、在宅はちょっと離れますが、敬老事業でございます。敬老会の開催や慶 祝訪問などを行っております。

次に、老人福祉施設への送致という事業がございます。 6 5歳以上の方であって在宅生活に支障のある方の生活環境などを勘案して、行政としてやむを得ない

と判断した場合に養護老人ホームなどに送致しております。現在の送致者等の方は13名いらっしゃいます。

それから次に、老人クラブ運営事業でございます。今年度から健康長寿クラブ ということで名称も改まりましたけれども、健康長寿クラブや、それからゲート ボール協会のほうにも活動に対して補助をしております。

それから、低所得者居宅介護サービス利用者負担額助成事業ということで、介護保険の訪問系のサービスを受けた場合、低所得者の方には自己負担の3割でございまして、結果的に3%になるわけですが、補助しております。月の利用に当たっては30名いらっしゃいます。

それから、低所得者保険料軽減制度ということで、27年度から始まりました。 介護保険料の負担軽減です。介護保険料の第1段階の保険料につきましては、基 準額の50%という設定をしております。この50%のところを5%軽減して4 5%としているものです。これは国及び県、それから町のほうで負担しておりま して、第1段階の約247名の方が対象となっております。

それから、在宅介護慰労金としまして、要介護4及び5の方を在宅で介護している町民税非課税世帯の方に慰労金を支給しております。月額5,000円で、27年度につきましては9世帯の方が対象となっております。

それから、住まい環境整備支援事業ということで介護保険の住宅改修というメニューがございますが、こちらのほうで対応できない住宅改修について県の補助がございまして、50%補助でございますが、支援しております。昨年度、27年度につきましては1名の方が対象となっております。

それから、介護保険給付でございますが、居宅介護サービス、それから通所系のサービス、福祉用具貸与・販売、住宅改修などがございます。居宅介護の利用者としましては、永平寺町では553名、それから地域密着型につきましては64名、福祉施設の入所者の方については167名、介護の保険施設73名、介護の療養型の施設については6名の方が現在入所中でございます。

それから、介護保険事業の地域支援事業でございますが、包括的支援事業におきましては、包括支援センターが中心となって各種総合相談に当たっております。 権利擁護業務でありますとか在宅医療、それから介護の連携の推進を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

それから、介護予防事業におきましては、通所型教室、それから元気高齢者に 向けての筋トレ教室、それからこつこつ教室といった教室を実施しております。 それから、地域の高齢者みずからが開催するようお願いしておりますいきいき 百歳体操、こちらのほうにも支援しております。介護予防普及啓発のための講演 会、それから相談会も実施しております。

地域支援事業の中の2事業でございますが、これにつきましては介護相談員さんを派遣しております。町内の介護保険施設に相談員さんを毎月3名派遣し、利用者さんとか介護保険事業者さんの相談を受けております。

それから、家族介護者交流事業におきましては、在宅で介護をされている介護者の介護教室や、それから慰安事業、緊急通報装置の貸与事業では、おおむね6 5歳以上の単身者や身障者の1、2級の単身世帯に、電話回線をした緊急通報装置を貸与しております。こちらにつきましては現在115台貸与しておりまして、安否確認や緊急時の対応を図っているということでございます。

それから、今年度から、徘回が心配される方へのGPS位置確認装置の貸与を始める予定でございます。現在、契約準備中でございまして、今月末にはご案内ができるかなというふうに思っております。

以上、高齢者福祉施策とさせていただきます。

- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) それでは次に、2番目に、身体障がい者、また心身障がい者のための福祉施策についてお伺いをいたします。高齢者とダブる部分は結構でございます。
- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) それでは、障がい者福祉事業について、続いて申し上げます。

まず、身体障害者手帳、それから精神保健福祉手帳の交付といったことがございます。それぞれ障がい程度を判定した手帳を交付しております。現在、身体が984名、療育が148名、精神保健手帳は126名の交付となっております。

それから、重症心身障害者(児)福祉手当でございますが、重症の方に福祉手当を支給しております。年間におきますと延べ36人の方に手当を交付しております。

それから、重症心身障害者(児)の医療費扶助でございますが、医療費扶助の対象となる方に医療費の自己負担額分を補助しております。約800人の方が対象になります。

それから、福祉タクシー利用助成ということで、制度対象者の小型タクシー基

本料金を助成するものでございます。年度間で24枚お渡ししましてご利用いただいております。利用状況としましては、50人の方が年間約600枚のチケットを使っておられます。

それから、介護給付、訓練等給付ということで、障害者総合支援法に基づく事業でございます。身体、知的、精神の障がいを持つ方へのサービスでございまして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、短期入所等々ございます。就労支援、それから生活援助、計画相談などがございます。

それから、地域生活支援事業としまして補装具等の支給事業がございます。住 宅改修に係る費用や車椅子、それから補聴器、補装具の購入や修理に対する助成 でございます。年間60件の申請がございます。

それから、自立支援医療としまして、更生医療、それから育成医療、精神医療 の通院の事業がございます。内容としましては、心臓、腎臓、免疫障がい、それ から精神障がいなどで、身体上の障がいを軽くしたり回復するための手術を行う 場合の医療費、こちらを助成しております。約30件の利用がございます。

それから、意思疎通支援事業としまして、給付対象外の地域生活支援事業でございます。聴覚・視覚障がいのため意思疎通に支障がある方の仲介を行っております。対象者の方は少ないんですが、年間約60件の、例えば通訳さんを要請しております。

それから、障がい者日中一時支援事業としまして、こちらも地域生活支援事業でございますが、日中において看護する人がいないため、一時的に見守りが必要な方を預かるサービスでございます。毎月五、六名の方、延べで60名のご利用がございます。

それから、障害者移動支援事業としまして、こちらも地域生活支援事業でございます。こちらも地域生活支援事業でございます。屋外の移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行っております。月に二、三名の利用でございますが、延べで30名の利用となります。

障害者訪問入浴事業でございます。こちらも地域生活支援事業でございまして、 自宅での入浴が困難な方について訪問入浴サービスを行っております。毎月4名 から5名のご利用で、年間にしまして140名の利用となります。

それから、日常生活用具給付事業でございます。こちらも地域生活支援事業でございまして、重度障がいのある方に紙おむつ、それからストマ、特殊ベッドなどの給付、それから貸与を行っております。90名の方がご利用になっておりま

す。

それから、自動車操作訓練事業、こちらも地域生活支援事業でございます。運転免許取得に係る費用として10万円の助成を行います。27年度、1名のご利用がございました。

それから、自動車改造助成事業、運転する自動車のハンドルであったりアクセル、ブレーキなどの改造費に10万円を限度に支給しております。昨年度、2件のご利用がございました。

それから、昨年度始まった事業でございますが、軽度・中等度難聴児補聴器助成事業でございます。障害者手帳の交付対象とならない難聴児の方に、補聴器の購入や修理について助成をしております。県の補助事業でございまして、50%ございます。27年度は1名の方がご利用になっております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) 続いて、3番目に、母子、寡婦、父子の者たちの福祉施策 についてお伺いいたします。
- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) それでは、母子、寡婦、父子の福祉事業でございますが、多くは県のほうの事業がございます。就労相談支援事業でありましたり、介護の就労支援に当たって介護の初級の講座、それから介護福祉士の受験に基づく講座、それから高等職業訓練促進給付事業であったり貸付金であったり、母子父子教育訓練給付費、それから学習支援事業などの県事業がございます。

町でおおむね行っておりますのは、ひとり親家庭に対する医療費助成事業でございます。また、児童扶養手当の支給、それから出産祝い金としまして、先ほど議会と語ろう会の中でもございましたけれども、本町に1年以上住所を置いた方が対象となっております。第1子、第2子は3万円、それから第3子は5万円ということで、出産祝い金につきましては27年度、97名のお祝い金を支給しております。

それから、申しおくれましたけれども、ひとり親家庭に対する医療費助成でございますが、120世帯が現在対象となっております。それから児童扶養手当につきましては、28年4月から改定となりました。手当につきましては、2人目から1万円、それから3人目以上は6,000円ということが改定とされております。

母子、寡婦、それから父子事業については以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) ちょっと伺いますけど、母子医療とか父子医療の場合に所得制限は設けておるんですか。どうでしょう。
- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 所得制限というのは特段設けておりません。ひとり 親家庭、ひとり暮らしの寡婦の方の医療費が無料になるということでございます。 対象者は、二十未満の児童を扶養している母子家庭の母と子、それから父子家庭 の父と子、それからひとり暮らしである寡婦でございます。
- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) 次に、児童福祉施策について、その状況をお伺いいたします。
- ○議長(川崎直文君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(吉川貞夫君) 児童福祉施策の子育て支援課の施策についてご説明をさせていただきます。

永平寺町の子育て世帯が、子育てしやすい環境のもと、子どもが健全に成長するよう、子育てしやすいまち、子育てに優しいまちを目指して施策を展開しております。子育て支援は幅広い視点で施策を実行していくことが大事で、その中でも柱として、1つ目に仕事と育児の両立支援、2つ目に多様な保育サービスの充実、3つ目に子育てに伴う経済的負担の軽減の3点が重要と考えております。

まず、仕事と育児の両立支援のほうでは、幼児園、幼稚園に入園する希望の子ども全てが入園できるよう、今後も待機児童ゼロを目指したいというふうに考えております。

また、子どもが病気などで保育園、幼児園に行けないときなんかに家庭で当然 保育をしなきゃいけませんが、どうしても仕事の都合等で家庭で保育ができない という人のためには、病児保育、病後児保育事業というのを実施しております。 直近では、5月では3人の方が利用をされてました。

次に、多様な保育サービスの充実という面では、まず幼稚園、幼児園においてですけれども、保育サービスの多様化、弾力化、低年齢児保育、延長保育、一時保育事業を実施しております。永平寺町では幼保一元を全国に先駆けて実施し、保育指針と幼稚園教育要領を合わせたカリキュラムを策定し、町内の幼児園、幼稚園10園で保育を実施をしているところでございます。

また、町内10園のうち、5園でゼロ歳児保育(低年齢保育)、また夜7時までの延長保育を実施をしておりますし、3園では一時保育事業も実施をしております。また、児童館も設置しておりまして、この児童館で町内の子どもたちの遊び場または遊びの提供を実施しておりまして、子どもたちの交流の場となっているところでもございます。

また、幼児園等に入園していない未就園の子どもに対しまして、町内4カ所で 子育て支援センターを設置しておりまして、子育てに関する相談または利用して いる方の交流の場というふうになっております。登録者数ですが、5月末現在で 全体で、保護者51名、子どもが57名の方が登録されております。

また、本年より、冠婚葬祭や、また育児疲れの解消とリフレッシュ等のために 短時間保育事業を始めました。その利用される方の利用料の一部を助成をしてお ります。4月、5月で3件の方が利用をされております。

さらに、これは仕事と育児の両立にも関連しますが、小学校に就学している児童を保護者が不在の時間に預かる児童クラブを町内7カ所に設置をしております。現在、クラブに登録している子どもが、全体で396名の方が登録をされております。

また、子どもの病気や保護者の仕事の残業などで一時的に保護者が不在になる時間に預かる、利用できる時間として夜間・短期保育事業も実施しております。 この中では、ショートステイの事業を5月に1名の方が利用しております。夜間保育についてはまだ利用はことしはありません。

また、3番目の子育でに伴う経済的負担の軽減という観点からは、まずは幼稚園、幼児園の保育の授業料については、永平寺町は他市よりもかなり低く設定をしておりますし、小中学校においては給食無償化も実施しているというところです。また、児童クラブの料金もあわせて低価で設定をさせていただいております。さらに、多子世帯応援として、第3子以降の児童は、幼稚園、幼児園保育料とか一時預かり、病児・病後児保育、すみずみサポート事業の負担金は無料としている「えいへいじ3人っ子」すくすく応援事業も展開をしておるところでございます。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) 過去にですけど、保育園の途中入園を断られたという方が おられました。これはもう過去の済んだことです。現在はそういうようなことは

全くありませんよね。

- ○議長(川崎直文君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(吉川貞夫君) 今のところはございません。
- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) 大変ご丁寧なご説明ありがとうございます。

これからも、民生委員さんや窓口での相談また説明、町民の方々全ての者が理解を得、そしてひとしくその恩恵を受けられるような体制づくりをよろしくお願いをいたします。

次に、保健、医療、福祉の連携は図られているのかどうかです。健康づくりと 医療と福祉の垣根を越えた連携によるサービスの提供は、高齢者や障がい者にと っては必要性が高く、地域での共助も含め、効果的に支えていく連携の仕組みづ くりを推進する必要があると思います。

このことについて、私は以前の一般質問においても提言をしてきましたが、現在、どうなんでしょうか。今の町としての取り組みの状況、また保健師を活用したその取り組みを含めて現況をお尋ねいたします。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 保健、医療、福祉の連携ということでお話しさせて いただきますが、こちらにつきましては、2025年をめどに構築を求められて おります地域包括ケアシステムの構築といったものに通じるものと思われます。

そこで、システムの一端であります事業のご紹介となりますが、まず医療と介護の連携におきましては、顔の見える関係づくりということで、介護サービス従事者の方や、それから医療サービスの医師、看護師、薬剤師さん、それから介護保険施設の生活相談員さんと、こういった多職種の方の集まりによる研修会を実施しております。地域包括支援センターのほうで一部実施していただいておりますが、こちらの研修会を実施しております。

それから、この4月からは、福井県の入退院支援ルールというルールの運用が始まりました。これは、医療機関とケアマネが共通して情報の連携シートというものを活用しております。医療側の情報であったり介護側の情報であったり、入院される方、それから退院される方の身体の状況について情報を共有しまして、意見交換を経て、介護から医療、医療から介護とスムーズなサービスの移行を図るという目的がございます。

それから、高齢者や障がい者の地域での生活において課題が発生したというよ

うな場合には、こちらも地域包括センターが中心となりまして地域ケア会議というものを開いております。ケースによってお集まりいただく職種はさまざまでございますが、介護でありましたり医療、それから保健師、それから法律関係の方、ましてやご近所の方もお呼びすることもございます。なるべく多くの方の連携によりまして課題の解決を目指すというケース会議的なものも開いてございます。

それから、保健師の活用ということでご質問がございましたが、母子保健事業での赤ちゃん訪問事業とか、成人保健事業での生活習慣病についてのご相談、健康診査やがん検診、それから予防接種事業、それから地域の医療機関と連携し、健康づくりを保健師は勧めております。このほかに、福祉保健課からの依頼もございますが、先ほどの地域ケア会議の出席、それから介護予防事業での取り組み、それから精神障がい者への訪問、相談、こういったことに保健師もかかわりながら活動していただいております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) この保健、医療、福祉の取り組みは医療費の歯どめにもつながるものだと思っております。保健師の増員と今後のさらなる取り組みをお願いをいたします。

次に、町と町社会福祉協議会との連携はどうなのかお伺いいたします。

行政だけでは限度がある、さまざまな福祉施策を行政にかわって行うのが社会 福祉協議会だと思います。

そこで、町と社会福祉協議会とのかかわり合いというか、連携等について、その現在の状況等はどうなっているのかをお伺いいたします。

- ○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 永平寺町社会福祉協議会との連携につきましては、 永平寺町の地域福祉の推進という共通の目的推進に当たりまして大変重要な事だ と認識しております。

社会福祉協議会は、地域に最も身近なところで福祉活動に取り組んでおられます。かつ、多くの専門職、それから多くのネットワークを持つ組織だというふうに思っております。多種多様となりました現在の福祉サービス、それの展開に当たりましては、なくてはならないパートナーだと認識しております。

町としましては、福祉サービスの提供体制の確保というような責務がございま すので、こちらのほうをしっかりと果たしていきたいというふうに思っておりま す。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) 次に、町長にお伺いいたします。 これからの永平寺町、福祉のまちづくり、そのお気持ち、お考えがおありと思 いますが、いかがでしょうか。ぜひお聞かせください。
- ○議長(川崎直文君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 今ほど福祉課長からいろいろなサービスについて改めて説明させていただきましたが、先ほどの長谷川議員の質問でもありましたように、やはり住民の皆さん、また関係されている方にこういったサービスをやってますよというのをしっかりとお知らせしていく情報発信の部分が大切なんだと思いました。そしてまた、今回またいろいろ考えて発信させていただきたいと思います。

それと、やはりこれから少子・高齢化、超高齢化社会がどんどん進んでいくわけなんですが、本当にサービスの多様化といいますか、そういったのもありますし、また新たな形での地域包括ケア、これが本当に、地域の人、また各種団体の皆さんとの連携というものが求められております。ただ、このケアの構築というものは、本当に今からしっかりと真剣に、行政、またいろいろな団体に説明して理解を得ていかなければいけないということで大変な事業になると思っておりますが、ただ、逃げないでしっかりと皆さんに説明して、この地域で支え合うという、こういった時代に向けてのサービス、そういったことをしっかりとやっていきたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) 将来に夢の持てるまちづくり、ぜひこの実現に対し、頑張っていただきたいと思います。

ご期待を申し上げ、次の質問に移ります。

次に、永平寺町まち・ひと・しごと総合戦略から質問をいたします。

限界集落について、町の考え、対策はあるのかです。まち・ひと・しごと総合 戦略については、本日トップの川治議員が質問をいたしておりますが、私は総合 戦略の中の戦略の4つの柱の基本目標の4番目にあります「永平寺町らしさを活 かして、時代にあった『誰もが住みやすい』まちをつくる」、その目指すべき成 果指標「限界集落『0』の維持」についてお尋ねをいたします。

政策の方向性や、また基本施策は出されていますが、このことについてはなか

なか理解が困難です。きょう現在において限界集落に近い状態にある集落はある のかどうかです。5年後、10年後、また15年先を見据えたときにどうなので すか。町としてはその把握をされてはいるのかどうかです。

また、限界集落になると地域がどうなるのかです。恐らく地域が変化する、変わってしまうのではないでしょうか。地域の人たちは、なりつつあるのに恐らく気がつかない、気がつかないうちに限界集落になってしまう、そのようなことではないでしょうか。

そこで、地域の住民の協力や、地域、集落としての取り組み、その手段、方法等についてはどうしたらよいのでしょうか。目標の「0」を維持するのはとても難しいことだと思います。そこで、どうすればいいのか、限界集落に対する町としての取り組み等についてお伺いをいたします。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) お答えさせていただきます。

限界集落の問題点としましては、冠婚葬祭や地域の防災などの社会的共同生活、 社会コミュニティの運営が困難になるということがございます。永平寺町としま しても、集落のお祭りや自主防災などの点から見ても限界集落という状態には問 題があると考えております。

平成28年4月1日現在で永平寺町内には、65歳以上の高齢者が人口の50%を占める限界集落と言われる集落はございません。ただし、現在のところ最も限界集落に近い集落でございますが、46.9%という集落がございます。

しかしながら、55歳以上の高齢者が人口の50%以上を占める準高齢化集落につきましては、町内には29集落が存在しております。松岡地区10、永平寺地区9、上志比地区9集落がございます。集落っていうか町内会ですね。それと、昨年はこの準高齢化集落は24集落でございました。松岡8、永平寺8、上志比8、合計の24集落でございますが、いずれにしても、少しではございますが、それぞれの集落で高齢化が進んでいることがわかっています。

永平寺町としましては、地域のにぎわい、人口増対策としまして限界集落対策 に取り組んでいるところでございますが、総合戦略でも記載させていただいてお りますが、子どもからお年寄りまで安心して利用できるコミュニティバスの運行、 地域まちづくりを積極的に行っている団体へのご支援を行わさせていただいてお ります。また、地区コミュニティの活性化を目的としました地域の集落センター 改修補助制度を設けているほか、人口対策としまして宅地造成の準備も行ってい るところでございます。さらに、若者住まいる定住応援事業でございますが、学校区ごとに支援基準に少し差をつけさせていただきまして人口誘導を図っているところでございます。

議員仰せの、一たび限界集落になってしまいますと集落内だけでの自然増が見込めず、限界集落という状態から脱することがなかなかできないため、まずは限界集落という状態に陥らないようにする、それが大事であって、それぞれの地域も人口減少、少子・高齢化を身近な問題と捉えていただいて、先ほどお話しさせていただいたソフトやハード面の政策を地域、地元と一緒になって考え、協働でこれから推進していくことが重要だと考えております。

以上です。

- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) この問題は、本当にこれから大変なことだと思っております。恐らくもう避けて通れないことだと私は感じております。

私の地域でも非常に高齢化が激しく、今後、センターとか区の公共施設の維持をどういうぐあいにしていくかということなんですね。そんなことを考えたり、お祭りとかそういうようなこともありますけど、地域の建物をどういうぐあいに維持していくか。古くなったから町は補助を出すと言っても、相当な金額がかかるわけなんですね。そういうようなことも考えると、「地域では集落センターも要らない」「何かほんでも、ほうやけど、要らないから壊すんやって、壊すにも金がかかるんや。どうするんや」というような話も出ております。本当にこれから避けて通れない大変なことだと思います。私たちもこういうようなことについては、まず勉強していかなければならないとは思っております。

もし可能であるならば、各集落の区長さん宛てで、それぞれの地区の年齢別人口、人口構成等の資料を提供できないものかどうか。どうでしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(太喜雅美君) こちらの手元にはございますが、これを、区長さん とご相談して、またこれを参考にして集落が今後の対策をとるということでした ら、ちょっと内部で調整させていただきまして、またお答えさせていただきたい と思います。
- ○議長(川崎直文君) 11番、齋藤君。
- ○11番(齋藤則男君) 地域の人がそれを知ることによって、その取り組みをしなければならんかというような気持ちも生まれるし、またいろんなことが新たに生

まれてくるのではないかと私は思っております。

全てのことに当てはまると思いますが、余りにも法令にとらわれ過ぎて、決まっているからとか決めつけないで、時には柔軟な姿勢でのお考えも必要かと思われますので、ぜひともこれについてはご検討を願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(川崎直文君) 暫時休憩します。

(午後 4時53分 休憩)

(午後 4時53分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日7日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時54分 延会)